

CONTENTS

◇ 人材養成指針	2
◇ 大学院学年暦	6
◇ 授業形態について	7
◇ 博士課程（前期課程）	9
・ 開講科目一覧表（前期課程）	10
・ 前期課程の履修について	15
・ 前期課程の科目登録について	23
・ 修士論文提出要領	24
・ 課題型修士論文提出要領	28
・ 学位論文審査基準	32
◇ 博士課程（後期課程）	33
・ 開講科目一覧表（後期課程）	34
・ 後期課程の履修について	35
・ 後期課程の科目登録について	39
・ 博士学位論文提出要領【課程博士】	40
・ 博士学位論文審査基準	41
・ 博士論文の公開について	42
◇ 共通事項	43
・ 学生IDと学生証	44
・ 商学部所蔵の学術資料閲覧・貸出について	46
・ 資料の印刷（コピー）とPC利用について	49
・ 扶桑館の時間外の利用について	50
・ TA（ティーチング・アシスタント）について	51
・ SA（スチューデント・アシスタント）について	52
・ RA（リサーチ・アシスタント）について	53
・ 各種証明書・願書・申請書	54
・ 事務室で取扱う主な事務および場所について	55
◇ 諸規程等	57
◇ 今出川キャンパスマップ	85
◇ 商学研究科時間割表	86
◇ 商学研究科教員名簿	90

■ 商学研究科人材養成指針

情報化やグローバル化など近年の著しい社会構造の変化により、現実感覚に溢れ、理論と実践を融合した高度な専門研究能力を備えた人材が要請されている。

商学研究科は、1950年に修士課程商学専攻として発足した後、修士・博士両課程を通じて、各方面に研究者をはじめ有為の人材を送り出してきた。また、多様な入試制度を設けて、研究意欲をもった希望者に広く門戸を開いている。本研究科では、理論・実証・実務への多様な関心を持った大学院学生同士が融合し相互に刺激し合うことを目的とするため、大学院学生の進路転換に柔軟に対応することが可能な一体化した研究体制を構築している。自らの研究課題を設定し、自律的に多様な研究活動をすすめることのできる能力を持った人材を養成する。

本研究科は、前期課程では幅広い視野に立った専門的知識の修得と問題発見・解決能力を養成し、高度な専門的研究能力を社会で大いに発揮できる人材を育成する。同時により深い研究を目指す大学院学生にたいしては、後期課程で独創性に富み自立した応用研究能力を養成し、国内外のさまざまな分野の最前線で活躍しうる人材を育成する。

博士課程（前期課程）

●教育の目的

本研究科が対象とするビジネス活動は、情報化・グローバル化などの変化がもっとも鮮明に現れている先端領域である。ビジネスの倫理と環境保全、非営利組織の発展など、新しい課題も生じている。本研究科は、こうした各分野における多様な変化に積極的に対応し、広く産業社会が要求する課題の解決に努めることを教育の目的とする。そのため、広い視野に立って基礎的な研究から最先端の研究まで、柔軟で段階的な研究指導体制を整備している。また、その時々での社会的要請に応えるために、多数の科目を増改設し、豊富なデータベースを揃え、学外からの実業家や学識者によるワークショップ、アドバイザー・スタッフ制度などを設けている。こうして、大学院学生が主体的に問題を発見・解決し、修士論文に結実しうるよう努めている。

●人材養成目的

商学研究科商学専攻博士課程（前期）は、現代産業社会の経済活動に関わる諸問題について、幅広い視野と深い専門知識の修得に基づく問題発見・解決能力の育成をとおり、みずから課題を発見し探究する深い学識と専門的調査研究能力を身に付け、もって現代産業社会および学術活動の最前線にたち、調査・研究・教育・専門職等において中核を担いうる人材の養成を目的とする。

●ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

商学研究科博士課程（前期課程）では、ビジネス環境の変化に対応することのできる、次の3つの観点から評価した高度な能力をかねそなえた人物に、「修士（商学）」の学位を授与する。

知識・技能

現代産業社会の諸問題について、文献資料や統計データを調査・分析する技能を備え、理論的・実証的に、社会と学術の進歩に貢献しうる深い洞察ができるような、関連する分野への学術的知見を得ることができる。

思考力・判断力・表現力

現代産業社会の諸問題について、自ら課題を積極的に発見し、社会と学術の進歩に貢献しうる知見を探究し、公表できる。

主体性・多様性・協働性

現代産業社会の諸問題についての学術的理解に基づいて、産業社会の発展に寄与するために、行動することができる。

●カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）

現代産業社会の経済活動に関わる諸問題について、自ら課題を発見し、高度な学問領域を探究し、産業社会および学術の進歩と発展に貢献する人材を養成するために、「研究基礎科目」、「大学院基礎演習」、「特講演習Ⅰ～Ⅲ」、「副演習」、その他講義科目を含め30単位以上を履修するカリキュラムを設置する。カリキュラムは、研究倫理、定性的・定量的な研究方法の基礎を学ぶ「研究基礎科目」、専門分野をより深く学ぶ講義科目と、研究能力の育成を目的とする「大学院基礎演習」、「特講演習Ⅰ」、「特講演習Ⅱ」および「特講演習Ⅲ」、ビジネスの最新動向を学ぶ「ワークショップ」から構成される。

知識・技能

「研究基礎」（必修）、「研究方法論（定性）」、「研究方法論（定量）」の3科目から構成される研究基礎科目を履修することにより、研究を進めていくために必須となる研究倫理を身に付け、現代産業社会の諸問題に関連する専門分野および研究領域について、文献資料やデータなどの情報収集方法や、そこで得られた情報を用いて定性的・定量的に分析するための手法を習得できるようになる。「大学院基礎演習」を履修することにより、研究計画や研究方法などについて指導教員からアドバイスを受け、研究生生活をスムーズにスタートすることが出来る。講義科目では、専門領域に関する幅広い知識や深い洞察力を習得することができるようになる。「特講演習Ⅰ～Ⅲ」を履修することにより、担当教員による指導の下で、研究能力の育成を図り、最終的に論文を作成することができるようになる。

思考力・判断力・表現力

「研究基礎」を履修することにより、論文作成やプレゼンテーション方法など研究内容を公表する際の基本的な作法を習得できるようになる。「大学院基礎演習」、「特講演習Ⅰ～Ⅲ」、「副演習」、およびその他講義科目を履修することにより、現代産業社会の諸問題に関連する専門分野および研究領域について、広範な知識と研究能力の習得にもとづき、自ら課題を設定し、論文として公表することができるようになる。また、「特講演習Ⅰ～Ⅲ」を履修することにより、プレゼンテーション能力を養成することができるようになる。

主体性・多様性・協働性

「研究基礎」を履修することにより、研究倫理や基本的な研究方法など高度専門職業人や研究者として要求される基本的態度を身に付けることができるようになる。また、「大学院基礎演習」や「特講演習Ⅰ～Ⅲ」および「副演習」における報告や討論を通じて、多様な見解についての知見を深め、将来、産業社会の発展に貢献する主体的・協働的な態度を身につけた高度専門職業人や研究者・教育者として行動するための姿勢を身につけることができるようになる。

博士課程（後期課程）

●教育の目的

国際的に通用する学術研究の発展のためには、国内外の最先端の研究成果に精通し、高度な調査・研究・教育活動を担う若手研究者の育成が望まれている。本研究科では、世界的水準を意識した学術研究・教育体制の下で、高度の専門知識や応用的な研究方法を教授する。大学院学生の研究活動を積極的に支援し、1966年に発刊した『商学論集』などへの投稿や学会における研究成果の発表、国際的な調査・交流活動を奨励している。そのことによって、独創的で洞察力に優れた高度な研究能力と、国際的に信頼される豊かな学識とを備えた人材を積極的に育成する。そのうえ、学位取得のプロセスを明確にし、複数研究指導制、アドバイザー・ボードを設け、厳正な審査によって博士号を取得させる。

●人材養成目的

商学研究科商学専攻博士課程（後期）は、現代産業社会の経済活動に関わる諸問題について、みずから課題を発見し探求する深い学識と専門的調査研究能力を基礎に、より高度な学問領域を深く掘り下げ、新しく開拓し、もって現代産業社会および学術活動の進歩と発展に貢献する研究・教育活動等の中核を担いうる人材を養成することを目的とする。

●ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

商学研究科では、ビジネス環境の変化に対応することのできる、次の三つの観点から評価した高度な能力をかねそなえた人物に、「博士（商学）」の学位を授与する。

知識・技能

現代産業社会の諸問題について、文献資料や統計データを調査・分析する技能を備え、理論的・実証的に、社会と学術の進歩に貢献しうる深い洞察ができるような、関連する分野への幅広い学術的知見を得ることができる。

思考力・判断力・表現力

現代産業社会の諸問題について、自ら課題を積極的に発見し、社会と学術の進歩に貢献しうる知見を探求し、広く公表できる。

主体性・多様性・協働性

現代産業社会の諸問題についての幅広い学術的理解に基づいて、産業社会の発展に寄与するために、行動することができる。

●カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）

現代産業社会の経済活動に関わる諸問題について、自ら課題を発見し、高度な学問領域を探究し、産業社会および学術の進歩と発展に貢献する人材を養成するために、博士論文作成を個別指導する集中制の「研究指導科目」および16単位以上を履修する「コース指導科目」を設置する。「コース指導科目」は、専門分野に関連する研究領域に関して、研究能力の向上を目的とする「演習Ⅰ」および「演習Ⅱ」と、教育能力および教育技法の指導に重点を置いた「総合演習」から構成される。

知識・技能

「研究指導科目」、「演習Ⅰ」および「演習Ⅱ」を履修することにより、現代産業社会の諸問題に関連する専門分野および研究領域について、文献資料やデータの調査・分析、より広範な知識の習得および、研究能力の向上を図ることができるようになる。また、「総合演習」を受講することにより、研究能力の向上のみならず、教育能力の向上および教育技法の習得を行うことができるようになる。

思考力・判断力・表現力

「研究指導科目」、「演習Ⅰ」および「演習Ⅱ」を履修することにより、現代産業社会の諸問題に関連する専門分野および研究領域について、広範な知識と研究能力の習得にもとづき、自ら課題を設定し、論文や学会報告として公表することができるようになる。また、「総合演習」を受講することにより、プレゼンテーション能力を養成することができるようになる。

主体性・多様性・協働性

「研究指導科目」、「演習Ⅰ」および「演習Ⅱ」を履修することにより、現代産業社会の諸問題を探究する基本的態度を身につけることができるようになる。また、「総合演習」における報告や討論を通じて、多様な見解についての知見を深め、将来、産業社会の発展に貢献する主体的・協働的な態度を身につけた研究者・教育者、高度専門職業人として行動するための姿勢を身につけることができるようになる。

以 上

春学期

17週(102日)

秋学期

18週(108日)

2026年

4月1日(水)	春学期始め・春学期入学式
2日(木)	新入学生履修指導期間
3日(金)	オンデマンド授業期間 (DO Week)
4日(土)	
5日(日)	
6日(月)	
7日(火)	面接授業開始(注1) 春学期学費納入最終日
8日(水)	
9日(木)	
10日(金)	
11日(土)	休日
28日(火)	
4月29日(水)	
5月5日(火)	
6日(水)	振替休日(授業日)
7月17日(金)	面接授業最終日
18日(土)	期末試験開始
20日(月)	海の日(試験日)
31日(金)	期末試験終了
8月1日(土)	期末試験予備日・夏期休暇開始
1日(土)	春学期集中講義期間
7日(金)	
9月10日(木)	
11日(金)	
20日(日)	春学期学位論文総合審査日
26日(土)	夏期休暇終了 在学生成績通知(注2) 春学期終り 春学期学位授与式

9月21日(月)	秋学期始め・秋学期入学式
25日(金)	オンデマンド授業期間
26日(土)	(DO Week)
27日(日)	面接授業開始
28日(月)	
29日(火)	
30日(水)	
10月1日(木)	スポーツの日(授業日)
2日(金)	秋学期学費納入最終日
12日(月)	文化の日(授業日)
30日(金)	勤労感謝の日(授業日)
11月3日(火)	創立記念行事週間(休講)
23日(月)	
26日(木)	
27日(金)	
28日(土)	創立記念日(休日)
29日(日)	キリスト降誕日(休日)・冬期休暇開始
12月25日(金)	

2027年

1月6日(水)	冬期休暇終了
7日(木)	面接授業再開
11日(月)	成人の日(休日)
18日(月)	面接授業最終日
19日(火)	期末試験開始
23日(土)	創立者永眠の日
2月8日(月)	期末試験終了
12日(金)	秋学期集中講義期間
18日(木)	
3月4日(木)	
9日(火)	
20日(土)	秋学期学位論文総合審査日
21日(日)	在学生成績通知(注3)
22日(月)	秋学期学位授与式
31日(水)	

※ 1週分のオンデマンド授業は、各学期の面接授業開始以降、成績評価を終えるまでに配信される。

(注1) 2年次生以上は前年度3月の成績通知日以降、1年次生は入学式以降、この面接授業開始日までに、履修科目登録期間が設定される。

(注2) 成績通知日以降、秋学期の面接授業開始日までに、履修科目登録変更期間が設定される。

(注3) 成績通知日以降、翌年度4月の面接授業開始日までに、履修科目登録期間が設定される。

2026年

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4					1	2														
4	5	6	7	8	9	10	11	5	●	●	●	●	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31								
月	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30															

	日	月	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土		
							1					1	2	3	4	5						1	2	3			1	2	3	4	5	6	7
8	2	3	4	5	6	7	8	9	6	7	8	9	10	11	12	10	4	5	6	7	8	9	10	11	8	9	10	11	12	13	14	15	
	9	10	11	12	13	14	15		13	14	15	16	17	18	19		11	12	13	14	15	16	17	18	15	16	17	18	19	20	21	22	
月	16	17	18	19	20	21	22	23	20	21	22	23	24	25	26	27	月	18	19	20	21	22	23	24	25	22	23	24	25	26	27	28	
	23	24	25	26	27	28	29		27	28	29	30					25	26	27	28	29	30	31		29	30							
	30	31																															

2027年

	日	月	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土	
				1	2	3	4	5							①	2			1	2	3	4	5	6			1	2	3	4	5	6
12	6	7	8	9	10	11	12	1	3	4	5	6	7	8	9		2	7	8	9	10	⑪	12	13	3	7	8	9	10	11	12	13
	13	14	15	16	17	18	19		10	⑪	12	13	14	15	16			14	15	16	17	18	19	20		14	15	16	17	18	19	20
月	20	21	22	23	24	25	26	月	17	18	19	20	21	22	23		月	21	22	㉔	24	25	26	27	月	㉑	㉒	23	24	25	26	27
	27	28	29	30	31				24	25	26	27	28	29	30			28							月	28	29	30	31			
									31																							

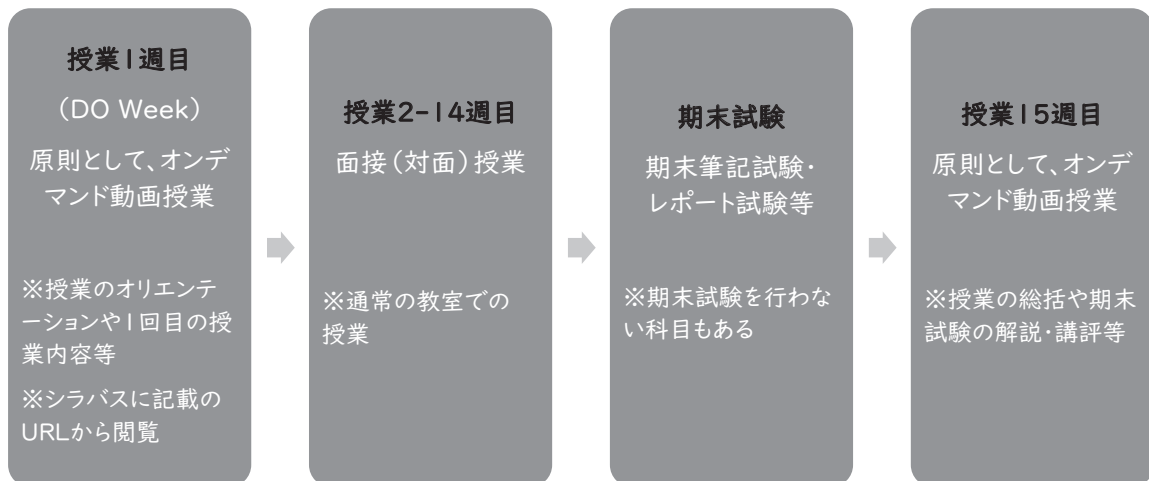
●印は「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

	I	II	III	IV	V
授業時間	9:00~10:30	10:45~12:15	13:10~14:40	14:55~16:25	16:40~18:10
	VI	VII			
	18:25~19:55	20:10~21:40			

■ 授業形態について

新学年暦（2024年度以降）では、大学院の授業は、科目によって以下の①と②のいずれかのパターンに分かれます。いずれのパターンになるかは、シラバスで確認してください。

パターン①

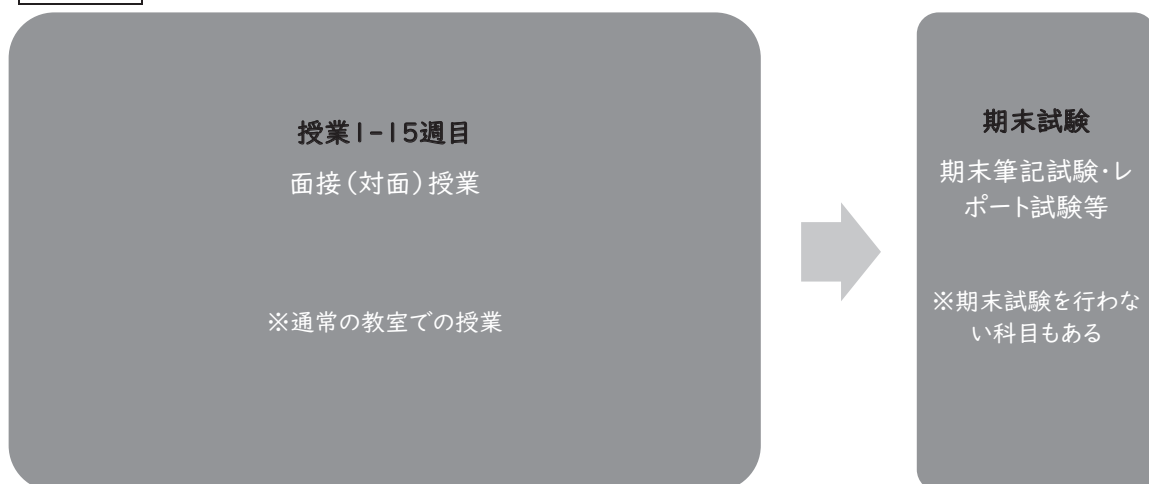


授業の1週目と15週目の授業をオンデマンド配信の動画で受講し、2週目～14週目（13回分）を通常の教室で受講するパターンです。

授業の1週目を「DO Week」と呼び、この期間のオンデマンド動画授業は、各科目のシラバスに記載のURLからアクセスすることができます。具体的な受講手順については大学HPに掲載しています。

2週目以降の授業の詳細および15週目のオンデマンド動画授業については、科目担当者からの指示に従ってください。

パターン②



全15回の授業を通常の教室で受講するパターンです。

DO Week から始まる新たな学び(学年暦)

https://www.doshisha.ac.jp/students/new_calender/index.html



博士課程（前期課程）

- 開講科目一覧表（前期課程）
- 前期課程の履修について
- 前期課程の科目登録について
- 修士論文提出要領
- 課題型修士論文提出要領
- 学位論文審査基準

商学研究科 開講科目一覧表

前期課程(2024年度以降生)

登録コード		科目名	クラス	単位	担当者	期間	週時間	聴講区分
科目	クラス							
■研究基礎科目								
30560001		研究基礎		2	服部 茂幸 石田 大典 夏 世明	春学期	2	不可
30560002		研究方法論（定性）		2	太田原 準	春学期	2	不可
30560003		研究方法論（定量）		2	中岡 孝剛	春学期	2	不可
■基本科目								
（データサイエンス・コース）								
30561104		データ・アナリシスⅠ		2	上田 雅弘	秋学期	2	可
30561105		ビジネス・エコノミクス		2	久松 太郎	春学期	2	可
30561106		市場と人間		2	小島 秀信	春学期	2	可
（マーケティング・コース）								
30561301		マーケティング		2	高橋 広行	春学期	2	可
30561302		流通論		2	(本年度休講)			
（マネジメント・コース）								
30561501		戦略論		2	富田 健司	春学期	2	可
30561502		組織論		2	瓜生原 葉子	春学期	2	可
（アカウンティング・コース）								
30561701		財務会計論		2	志賀 理	春学期	2	可
30561702		管理会計論		2	中川 優	春学期	2	可
30561703		監査論		2	大日方 隆	春学期	2	可
■コア科目								
（データサイエンス・コース）								
30562102		データ・アナリシスⅡ		2	牧 大樹	春学期	2	可
30562112		ビジネス・プログラミング		2	溝渕 英之	春学期	2	可
30562122		ファイナンス		2	久納 誠矢	秋学期	2	可
30562132		コーポレート・ファイナンス		2	辻村 元男	春学期	2	可
30562142		金融システム論		2	丸茂 俊彦	春学期	2	可
30562151		金融論		2	植田 宏文	春学期	2	可
30562162		インターナショナル・エコノミクス		2	田淵 太一	秋学期	2	可
30562171		国際金融論		2	(本年度休講)			
30562191		地理情報システム		2	内藤 徹	秋学期	2	可
30562201		環境リスク論		2	岡 敏弘	春学期	2	可
30562211		環境リスク論のための経済学		2	岡 敏弘	秋学期	2	可
（マーケティング・コース）								
30562301		マーケティング（展開）		2	崔 容熏	春学期	2	可
30562311		マーケティング戦略論		2	(本年度休講)			
30562321		サービスマーケティング		2	(本年度休講)			
30562332		デジタルマーケティング		2	石田 大典	春学期	2	可
30562341		物流論		2	石田 信博	秋学期	2	可
30562351		電子商取引論		2	長沼 健	春学期	2	可
30562361		国際商取引論		2	吉川 英一郎	春学期	2	可
30562371		交通論		2	(本年度休講)			
30562381		商業史		2	川満 直樹	春学期	2	可
30562391		日本商業史		2	山下 麻衣	秋学期	2	可
（マネジメント・コース）								
30562501		戦略論（展開）		2	中道 一心	秋学期	2	可
30562511		組織論（展開）		2	福本 俊樹	秋学期	2	可
30562521		企業論		2	今西 宏次	春学期	2	可
30562531		中小企業経営論		2	関 智宏	秋学期	2	可
30562541		経営分析論		2	(本年度休講)			
30562551		経営管理論Ⅰ		2	(本年度休講)			
30562552		経営管理論Ⅱ		2	(本年度休講)			
30562561		アントレプレナー論		2	文能 照之	春学期	2	可
30562571		イノベーション論		2	太田原 準	秋学期	2	可

商学研究科 開講科目一覧表

前期課程(2024年度以降生)

登録コード		科目名	クラス	単位	担当者	期間	週時間	聴講区分
科目	クラス							
(アカウンティング・コース)								
30562701		財務諸表論Ⅰ		2	大日方 隆	春学期	2	可
30562702		財務諸表論Ⅱ		2	山田 浩史	秋学期	2	可
30562711		会計基準論		2	山本 達司	春学期	2	可
30562721		国際会計論		2	稲見 亨	春学期	2	可
30562731		税務会計論		2	嶋田 薫	秋学期	2	可
30562741		財務諸表分析		2	山本 達司	春学期	2	可
30562751		戦略管理会計		2	頼 誠	春学期	2	可
30562761		原価計算論		2	河合 隆治	秋学期	2	可
30562771		内部監査論		2	田中 久美子	秋学期	2	可
30562772		内部統制論		2	田中 久美子	秋学期	2	可
30562781		実験会計学		2	田口 聡志	春学期	2	可
30562801		会計制度史		2	大日方 隆	秋学期	2	可
30562791		パブリックアカウンティング		2	(本年度休講)			
■実践科目								
30563002	001	ワークショップ: ビジネスコンサルティング	1	2	太田原 準	春学期	2	不可
30563002	002	ワークショップ: グローバル化時代の会計	2	2	稲見 亨 山田 浩史	秋学期	2	不可
30563002	003	ワークショップ: ビジネスと政策の現場における データサイエンス	3	2	(本年度休講)			
■演習科目								
(主演習)								
30564000		大学院基礎演習		2	別表参照	春学期	2	不可
30564001		特講演習Ⅰ		2		秋学期	2	不可
30564002		特講演習Ⅱ		2		春学期	2	不可
30564003		特講演習Ⅲ		2		秋学期	2	不可
(副演習: 修士論文で修了する場合のみ, 修了必要単位数に算入)								
30564101		副演習Ⅰ		2	別表参照	秋学期	2	不可
30564102		副演習Ⅱ		2		春学期	2	不可
30564103		副演習Ⅲ		2		秋学期	2	不可
(5年一貫教育プログラム履修生用)								
30564011		特講演習A		2	別表参照	春学期	2	不可
30564012		特講演習B		2		秋学期	2	不可
30564013		特講演習C		2		秋学期	2	不可
30564111		副演習A		2		春学期	2	不可
30564112		副演習B		2		秋学期	2	不可
30564113		副演習C		2		秋学期	2	不可
■論文								
30565001		論文	※修士論文で修了する場合					不可
30565101		論文	※課題型修士論文で修了する場合					不可

【履修方法】

- ・研究基礎科目から2単位以上, 基本科目及びコア科目から所属しているコースの科目を含めて10単位以上, 演習科目から大学院基礎演習, 特講演習Ⅰ, Ⅱ, Ⅲまたは特講演習A, B, Cの計8単位を含め合計30単位を履修しなければならない。

(注) ・研究基礎科目のうち, 「研究基礎」を必修のこと。

- ・基本科目のうち, 所属しているコースの科目から2単位以上を履修すること。
- ・コア科目のうち, 所属しているコースの科目から2単位以上を履修すること。

商学研究科 開講科目一覧表

前期課程(2018~2023年度生)

登録コード	科目名	クラス	単位	担当者	期間	週時間	聴講区分
科目	クラス						
■研究基礎科目							
30560001	研究基礎		2	服部 茂幸 石田 大典 夏 世明	春学期	2	不可
30560002	研究方法論(定性)		2	太田原 準	春学期	2	不可
30560003	研究方法論(定量)		2	中岡 孝剛	春学期	2	不可
■基本科目							
(ファイナンス・コース)							
30561101	データ・アナリシス		2	上田 雅弘	秋学期	2	可
30561102	ファイナンス		2	(本年度休講)			
30561103	インターナショナル・エコノミクス		2	田淵 太一	秋学期	2	可
(マーケティング・コース)							
30561301	マーケティング		2	高橋 広行	春学期	2	可
30561302	流通論		2	(本年度休講)			
(マネジメント・コース)							
30561501	戦略論		2	富田 健司	春学期	2	可
30561502	組織論		2	瓜生原 葉子	春学期	2	可
(アカウンティング・コース)							
30561701	財務会計論		2	志賀 理	春学期	2	可
30561702	管理会計論		2	中川 優	春学期	2	可
30561703	監査論		2	大日方 隆	春学期	2	可
■コア科目							
(ファイナンス・コース)							
30562101	マクロ経済学		2	溝渕 英之	春学期	2	可
30562111	ミクロ経済学		2	内藤 徹	秋学期	2	可
30562121	証券投資論		2	久納 誠矢	秋学期	2	可
30562131	企業金融論		2	辻村 元男	春学期	2	可
30562141	貨幣論		2	丸茂 俊彦	春学期	2	可
30562151	金融論		2	植田 宏文	春学期	2	可
30562161	貿易論		2	田淵 太一	春学期	2	可
30562171	国際金融論		2	(本年度休講)			
30562181	市場と人間		2	小島 秀信	春学期	2	可
(マーケティング・コース)							
30562301	マーケティング(展開)		2	崔 容熏	春学期	2	可
30562311	マーケティング戦略論		2	(本年度休講)			
30562321	サービスマーケティング		2	(本年度休講)			
30562332	デジタルマーケティング		2	石田 大典	春学期	2	可
30562341	物流論		2	石田 信博	秋学期	2	可
30562351	電子商取引論		2	長沼 健	春学期	2	可
30562361	国際商取引論		2	吉川 英一郎	春学期	2	可
30562371	交通論		2	(本年度休講)			
30562381	商業史		2	川満 直樹	春学期	2	可
30562391	日本商業史		2	山下 麻衣	秋学期	2	可
(マネジメント・コース)							
30562501	戦略論(展開)		2	中道 一心	秋学期	2	可
30562511	組織論(展開)		2	福本 俊樹	秋学期	2	可
30562521	企業論		2	今西 宏次	春学期	2	可
30562531	中小企業経営論		2	関 智宏	秋学期	2	可
30562541	経営分析論		2	(本年度休講)			
30562551	経営管理論1		2	(本年度休講)			
30562552	経営管理論2		2	(本年度休講)			
30562561	アントレプレナー論		2	文能 照之	春学期	2	可
30562571	イノベーション論		2	太田原 準	秋学期	2	可

商学研究科 開講科目一覧表

前期課程(2018~2023年度生)

登録コード		科目名	クラス	単位	担当者	期間	週時間	聴講 区分
科目	クラス							
(アカウンティング・コース)								
30562701		財務諸表論Ⅰ		2	大日方 隆	春学期	2	可
30562702		財務諸表論Ⅱ		2	山田 浩史	秋学期	2	可
30562711		会計基準論		2	山本 達司	春学期	2	可
30562721		国際会計論		2	稲見 亨	春学期	2	可
30562731		税務会計論		2	嶋田 薫	秋学期	2	可
30562741		財務諸表分析		2	山本 達司	春学期	2	可
30562751		戦略管理会計		2	頼 誠	春学期	2	可
30562761		原価計算論		2	河合 隆治	秋学期	2	可
30562771		内部監査論		2	田中 久美子	秋学期	2	可
30562772		内部統制論		2	田中 久美子	秋学期	2	可
30562781		実験会計学		2	田口 聡志	春学期	2	可
30562801		会計制度史		2	大日方 隆	秋学期	2	可
30562791		パブリックアカウンティング		2	(本年度休講)			
■実践科目								
30563002	001	ワークショップ: ビジネスコンサルティング	1	2	太田原 準	春学期	2	不可
30563002	002	ワークショップ: グローバル化時代の会計	2	2	稲見 亨 山田 浩史	秋学期	2	不可
30563002	003	ワークショップ: ビジネスと政策の現場における データサイエンス	3	2	(本年度休講)			
■演習科目								
(主演習)								
30564000		大学院基礎演習		2	別表参照	春学期	2	不可
30564001		特講演習Ⅰ		2		秋学期	2	不可
30564002		特講演習Ⅱ		2		春学期	2	不可
30564003		特講演習Ⅲ		2		秋学期	2	不可
(副演習: 修士論文で修了する場合のみ, 修了必要単位数に算入)								
30564101		副演習Ⅰ		2	別表参照	秋学期	2	不可
30564102		副演習Ⅱ		2		春学期	2	不可
30564103		副演習Ⅲ		2		秋学期	2	不可
(5年一貫教育プログラム履修生用)								
30564011		特講演習A		2	別表参照	春学期	2	不可
30564012		特講演習B		2		秋学期	2	不可
30564013		特講演習C		2		秋学期	2	不可
30564111		副演習A		2		春学期	2	不可
30564112		副演習B		2		秋学期	2	不可
30564113		副演習C		2		秋学期	2	不可
■論文								
30565001		論文	※修士論文で修了する場合					不可
30565101		論文	※課題型修士論文で修了する場合					不可

【履修方法】

- ・研究基礎科目から2単位以上, 基本科目及びコア科目から所属しているコースの科目を含めて10単位以上, 演習科目から大学院基礎演習, 特講演習Ⅰ, Ⅱ, Ⅲまたは特講演習A, B, Cの計8単位を含め合計30単位を履修しなければならない。

(注) ・研究基礎科目のうち, 「研究基礎」を必修のこと。

- ・基本科目のうち, 所属しているコースの科目から2単位以上を履修すること。
- ・コア科目のうち, 所属しているコースの科目から2単位以上を履修すること。

商学研究科 開講科目一覧表

前期課程

【別表】演習科目担当者

担当者	クラスコード			
	大学院基礎演習	特講演習Ⅰ	特講演習Ⅱ	特講演習Ⅲ
		副演習Ⅰ	副演習Ⅱ	副演習Ⅲ
		特講演習Ⅱ	特講演習Ⅲ	特講演習Ⅳ
植田 宏文	001	001	001	001
丸茂 俊彦	002	002	002	002
田淵 太一	003	003	003	003
服部 茂幸	004	004	004	004
内藤 徹	005	005	005	005
辻村 元男	006	006	006	006
久松 太郎	007	007	007	007
小島 秀信	008	008	008	008
溝渕 英之	009	009	009	009
上田 雅弘	010	010	010	010
牧 大樹	011	011	011	011
久納 誠矢	012	012	012	012
長沼 健	013	013	013	013
高橋 広行	014	014	014	014
崔 容熏	015	015	015	015
川満 直樹	016	016	016	016
吉川 英一郎	017	017	017	017
山下 麻衣	018	018	018	018
今西 宏次	019	019	019	019
富田 健司	020	020	020	020
太田原 準	021	021	021	021
関 智宏	022	022	022	022
瓜生原 葉子	023	023	023	023
中川 優	024	024	024	024
志賀 理	025	025	025	025
稲見 亨	026	026	026	026
田口 聡志	027	027	027	027
山本 達司	028	028	028	028
河合 隆治	029	029	029	029
中道 一心	030	030		
岡 敏弘	031	031	031	031
大日方 隆	032	032		

■ 前期課程の履修について

● 標準修業年限

標準修業年限は2年。

● 在学年限

4年を超えて在学することはできない。

● 学位

商学研究科博士課程（前期課程）を修了した者には「修士（商学）（同志社大学）」の学位が授与される。

● 論文・レポート提出の注意

提出先や提出方法、形式等について、科目担当者の指示および所定の提出要領を確認すること。提出締切日・時間を厳守し、決められた方法で提出すること。期限に遅れた場合は一切受け付けない。

※修士論文、課題型修士論文については、商学部・商学研究科ホームページを参照

https://com.doshisha.ac.jp/com/graduate_students/index.html

※試験等の種類と注意については、大学ホームページを参照

https://www.doshisha.ac.jp/students/exam_type/

● 学業成績評価

本学では、全学的にGPA制度を導入している。GPA制度導入の目的は、大学教育の国際的競争環境に関する教員ならびに学生の自覚を高め、的確な履修指導や学習支援システムを充実させることにより、学生の自立的な自己教育を支援し、本学の教育を質的に一層向上させることにある。

GPA制度は大学教育における成績評価制度のグローバル・スタンダードとして、現在、国際的にもっとも認知度の高い制度で、日本の大学においても、標準的成績評価制度として普及している。

● GPA制度の概要

各科目の成績を7段階（A⁺、A、B⁺、B、C⁺、C、F）で評価し、各成績評価段階に4.5～0.0の評点（Grade Point）を付与して、1単位あたりの評点平均値（Grade Point Average）を算出する制度である。

(1) 判定基準

評価	評点	判定内容
A ⁺	4.5	特に優れた成績を示した(100点法では95点以上に対応)
A	4.0	A ⁺ に準じた成績を示した(90~94点に対応)
B ⁺	3.5	優れた成績を示した(85~89点に対応)
B	3.0	B ⁺ に準じた成績を示した(80~84点に対応)
C ⁺	2.5	妥当と認められる成績を示した(75~79点に対応)
C	2.0	C ⁺ に準じた成績を示した(70~74点に対応)
F	0.0	合格と認められるに足る成績を示さなかった(69点以下に対応)

上記段階評価を行わない科目の評価は、(P A S (合格)・F A L (不合格)・T F C (認定)・P E N (保留)・C N T (継続))とし、G P Aには算入されない。

(2) 不合格科目と再履修について

FあるいはF A L評価であった科目は不合格科目とし、単位の修得とみなさない。再履修は、不合格科目に限り認める。

(3) G P A算出方法

A⁺～Fの段階で評価された全科目の評価を評点に換算し、1単位あたりの評点平均値を学期毎および入学時からの累積で算出される。F評価であった科目を再履修してC以上の評価を得た場合、最終のF評価は新たな評価に書き換えられる。単位が設定されていない科目、A⁺～F以外の評価がついている科目は、G P Aに算入されない。

〔G P A算出方法〕

$$\frac{((A^{+}) \times 4.5 + (A) \times 4.0 + (B^{+}) \times 3.5 + (B) \times 3.0 + (C^{+}) \times 2.5 + (C) \times 2.0 + (F) \times 0.0)}{((A^{+}) + (A) + (B^{+}) + (B) + (C^{+}) + (C) + (F))}$$

((A⁺)～(F))はA⁺～Fの評価が付いた科目の単位数の合計

(4) P A SまたはF A Lの評価に関する取扱い

学生によるP A SまたはF A L評価の申告を認めている他研究科設置科目であっても商学研究科学生は申告することができない。また、P A SまたはF A L評価の科目は修了単位に算入することができない。

(5) 履修中止制度について

授業開始後1ヵ月程度授業を受講し、望ましい評価が得られないと判断した科目については、定められた期間中、一定の条件のもとに登録科目の履修中止を認める。商学研究科では、すべての科目について履修の中止を認めている。春学期に履修を中止した単位については登録履修がなかったものとし、秋学期の登録変更の際、登録を追加することができる。ただし、春学期、秋学期をあわせて年間最高登録単位数を上回ることとはできない。

●追試験制度

全年次生を対象として病気またはやむを得ない事由により、期末試験または商学部教授会が認める期末試験以外の評価を受けることができなかった者に追試験を行うことがある。詳細については学内の掲示板等で確認すること。

●後期課程への進学

商学研究科博士課程（前期課程）修了者および修了見込みの場合、入学試験について一部免除される場合がある。詳細は商学部・商学研究科事務室まで問い合わせること。

●修了要件

○修士論文での修了の場合（※１）

科 目 区 分		修 了 要 件	
研究基礎科目		2単位以上（※2）	
【基本科目】 【コア科目】	所 属 コ ー ス	4 単位以上 （基本 2、コア 2）	10 単位以上
	所属コース以外		
実 践 科 目		4 単位以内	
演 習 科 目	主 演 習	8 単位	
	副 演 習	6 単位以内（※3）	
修 士 論 文		合 格	
修了必要単位数		30 単位以上（※4）	

（※１）後期課程進学希望者は修士論文での修了が必須となる。

（※２）「研究基礎」は必修科目である。1年次春に履修し、修了までに2単位修得すること。

（※３）指導教員が認めた場合のみ履修可能（選択科目）。

（※４）他研究科設置科目、高等研究教育院設置科目（2023年度以降生のみ）、関西四大学大学院単位互換科目は、最高6単位まで修了必要単位の合計単位数に算入される。

○課題型修士論文での修了の場合

科 目 区 分		修 了 要 件	
研究基礎科目		2単位以上（※5）	
【基本科目】 【コア科目】	所 属 コ ー ス	4 単位以上 (基本 2、コア 2)	10 単位以上
	所属コース以外		
実 践 科 目		4 単位以内	
演 習 科 目		8 単位（※6）	
課題型修士論文		合 格	
修了必要単位数		30 単位以上（※7）	

（※５）「研究基礎」は必修科目である。1年次春に履修し、修了までに2単位修得すること。

（※６）修士論文による修了から課題型修士論文による修了に修了方法を変更した場合、履修済みの副演習の単位は修了必要単位数に算入されない。

（※７）他研究科設置科目、高等研究教育院設置科目（2023年度以降生のみ）、関西四大学大学院単位互換科目は、最高6単位まで修了必要単位の合計単位数に算入される。

＜共通＞

- ・指導教員が認めた場合は、学部開講科目を履修することができる。ただし、修了必要単位としては認めない。
- ・1年次については各セメスターの登録上限単位数を12単位とする（年間登録最高24単位）。5年一貫教育プログラム履修生については登録上限単位数を設けない。

●履修上の注意

- ①「大学院基礎演習」では文献講読、文献検索、資料収集、発表、論文執筆の方法等、研究の基礎を学ぶ。指導教員については、希望する指導教員・専攻分野・研究テーマ等を考慮し、新入生履修指導期間に決定する。
- ②「大学院基礎演習」の指導教員のもと、1年次春学期登録時に所属するコースを決定すること。コースは下記の4コースから選択し、「学修支援システム DUET」から登録すること。

2023 年度以前生	ファイナンス・コース	マーケティング・コース
	マネジメント・コース	アカウンティング・コース
2024 年度以降生	データサイエンス・コース	マーケティング・コース
	マネジメント・コース	アカウンティング・コース

また修了要件として、所属するコースの基本科目ならびにコア科目から各2単位（計4単位）以上を修得すること。

- ③「特講演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の指導教員は、1年次春学期の所定の期間に希望する指導教員と面談（オフィスアワー）したうえで7月末までに決定する。詳細については6月上旬に商学研究科掲示板（至誠館1階）に掲示するので、必ず確認すること。選択したコースの変更が必要な場合は、指導教員決定時に合わせて申し出ること。
- ④「研究基礎」は、研究論文の作成に関する基本的理解の習得を目的とした必修科目である。必ず1年次春学期に履修し、修了までに2単位修得すること。
- ⑤1年次の秋学期履修科目登録の際には、指導教員の許可を得て「修士論文」または「課題型修士論文」を選択すること。
- ⑥2年次の春学期履修科目登録の際には、「修士論文」または「課題型修士論文」を改めて登録すること。修了方法を変更する場合は、指導教員の許可を得ること。また、4月下旬までに、「題目届」を提出すること。
- ⑦上記⑥の修了方法を変更する場合は、2年次秋学期の履修科目登録変更期間に、指導教員の指導のもとで登録変更すること。
- ⑧修了方法を「修士論文」から「課題型修士論文」に変更する場合、履修済みの副演習の単位が修了必要単位に算入できなくなるため注意すること。「修士論文」から「課題型修士論文」に変更することにより修了必要単位数が不足する場合は、履修科目の追加登録もあわせて行うこと。
- ⑨2年次秋学期末での修了を希望する場合は、2年次の10月下旬までに、提出予定の「修士論文」または「課題型修士論文」の「題目届（最終）」を提出すること。上記⑥で提出した「題目届」と同じ題目であっても、提出する必要がある。題目を変更する場合は、その旨記載のうえ提出すること。原則「題目届（最終）」提出後の題目変更は認められない。
- ⑩「修士論文」、「課題型修士論文」は2年次の1月下旬までに提出する必要がある。
- ⑪2年を超えて在籍し、春学期末での修了を希望する場合は、「修士論文」または「課題型修士論文」の「題目届」を4月下旬までに、「題目届（最終）」を6月下旬までに（変更する場合も含む）、「修士論文」または「課題型修士論文」を7月下旬までに提出すること。
- ⑫後期課程進学希望者は修士論文での修了を選択すること。

<大学院商学研究科前期課程入学から修了まで>

新入生履修指導期間

「大学院基礎演習」指導教員決定



Ⅰ年次 春学期登録時

履修科目登録：「大学院基礎演習」を指導教員の指導のもと登録。所属するコースを決定
「特講演習Ⅰ」は秋に登録（各セメスターの登録上限単位数：12 単位）



Ⅰ年次 6月

6月中旬～下旬：教員ごとにオフィスアワー実施

①事前に教員のオフィスアワー実施日時を掲示にて発表（6月中旬）

学生は希望教員・日時を事務室に提出。学生は複数の教員のオフィスアワーを希望することが可能

②学生は希望教員の内諾印を得た上で「特講演習」指導教員届出書を事務室に提出（7月末日まで）



Ⅰ年次 7月

副演習履修希望者セミナー実施

- * 「修士論文」による修了希望者でⅠ年次秋学期に副演習履修を希望する者は必ず参加
- ・ 受講希望者のプレゼンテーションにより、副演習のマッチングの適正化を図る



Ⅰ年次 秋学期登録時

履修科目登録変更：「特講演習」指導教員の指導のもと登録変更。「特講演習Ⅰ」を登録
「副演習Ⅰ」を登録（修士論文希望者のみ。任意）
「修士論文」または「課題型修士論文」を登録



Ⅰ年次 2月 or 3月

副演習履修希望者セミナー実施

- * 「修士論文」による修了希望者でⅡ年次春学期に副演習履修を希望する者は必ず参加
- ・ 受講希望者のプレゼンテーションにより、副演習のマッチングの適正化を図る



Ⅱ年次 春学期登録時

履修科目登録：「特講演習」指導教員の指導のもと登録。「特講演習Ⅱ・Ⅲ」を登録
「副演習Ⅱ・Ⅲ」を登録（修士論文希望者のみ。任意）
「修士論文」または「課題型修士論文」を登録
* 「修士論文」から「課題型修士論文」に変更することにより修了必要単位数が不足する場合は、あわせて履修科目の追加登録も行うこと



2年次 4月下旬

「修士論文」による修了希望者、「課題型修士論文」による修了希望者ともに「題目届」を提出



2年次 7月

修士論文構想セミナー実施

- * 「修士論文」による修了希望者は必ず参加
- ・ 修了希望者はプレゼンテーションを行い、修士論文作成に向けての教員による共同指導を受ける。
また、2年次秋学期に副演習履修希望者は、副演習のマッチングの適正化を図る「副演習履修希望者セミナー」を兼ねる。



2年次 秋学期登録時

履修科目登録変更：「特講演習」指導教員の指導のもと登録変更

「副演習3」を登録（修士論文希望者のみ。任意）

「修士論文」または「課題型修士論文」を登録（春学期の登録から変更のある場合のみ）

- * 「修士論文」から「課題型修士論文」に変更することにより修了必要単位数が不足する場合は、あわせて履修科目の追加登録も行うこと



2年次 10月下旬

「題目届（最終）」の提出

- * 4月下旬に提出した「題目届」と題目が同じ場合も提出要
- * 題目を変更する場合は、その旨記載のうえ提出すること
- * 原則、「題目届（最終）」提出後の変更は認められない



・ 修士論文での修了希望者

1月下旬：修士論文提出
A4判 22頁～38頁



・ 課題型修士論文での修了希望者

1月下旬：課題型修士論文提出
A4判 22～25頁



2月中旬：修士論文審査
【口頭試問 60分】



2月中旬：課題型修士論文審査
【口頭試問 30分】

3 年次 春学期登録時（2 年次秋学期で修了できなかった場合で春学期末修了希望の場合）

履修科目登録：「修士論文」または「課題型修士論文」を登録

修了単位数を満たしていない場合は指導教員の指導のもと登録



3 年次 4 月下旬

「修士論文」による修了希望者、「課題型修士論文」による修了希望者ともに「題目届」を提出



3 年次 6 月下旬

「題目届（最終）」の提出

＊4 月下旬に提出した「題目届」と題目が同じ場合も提出要

＊題目を変更する場合は、その旨記載のうえ提出すること

＊原則、「題目届（最終）」提出後の変更は認められない



・ 修士論文での修了希望者

7 月下旬：修士論文提出

A 4 判 22 頁～38 頁



・ 課題型修士論文での修了希望者

7 月下旬：課題型修士論文提出

A 4 判 22～25 頁



8 月下旬：修士論文審査

【口頭試問 60 分】



8 月下旬：課題型修士論文審査

【口頭試問 30 分】

※オフィスアワー、登録等記載の日程については予定である。

詳細な日程は、別途掲示等で発表するので注意すること。

■ 前期課程の科目登録について

●科目登録に関する一般的注意

- ①登録は必ず定められた期間内に行うこと。
※授業開始後1カ月程度授業を受講し、望ましい評価が得られないと判断した科目については、一定期間を設け、すべての科目について履修中止を認める。
- ②一度合格した科目を再度履修することはできない。
- ③同一学期・講時に2科目を登録（二重登録）履修することはできない。
- ④1年次生の登録単位数は、学部開講科目も含めて各学期12単位を上限とする。
- ⑤履修科目の登録にあたっては、修了要件・履修条件・履修可否等を本手引きおよび「大学院履修要項」で確認のうえ、登録エラーがないように注意すること。特に他研究科の科目を登録する場合は、大学院履修要項で聴講可否を確認すること。また科目の概要等については、「同志社大学ホームページ (<http://syllabus.doshisha.ac.jp>)」で確認すること。

●登録日程

「学修支援システム DUET」から登録すること。

日 時：4月7日（火）10：00～4月9日（木）17：00

●関西四大学大学院学生の交流について

「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書」により、他大学（関西学院・関西・立命館）大学院科目の履修を希望する場合は、指導教員に相談のうえ、商学部・商学研究科事務室へ申し出ること。

●外国の大学院への留学

大学院学則第20条の2（在学中、研究科委員会が本人の教育上有益と認め、学長が承認した場合に限り、本学の認定する外国の大学の大学院に留学することができる。ただし、本学に1年以上在学した者）によって留学した場合、留学先の大学院で修得した単位を、帰国後に単位認定を行ったうえ修了に必要な単位数に算入することができる。在学中に留学できる期間は1年間である。ただし、特別な事情がある場合には1年間で限度として延長を許可することがある。なお、留学期間は修業年限および在学年限に算入される。

●学部科目、免許・資格関係科目の履修について

学部科目、免許・資格関係科目については、課程修了に必要な単位数には算入されない。

商学研究科で取得可能な教員免許の専修免許状は「中専免（社会）」、「高専免（公民）」、「高専免（商業）」である。

「教員免許」、「博物館学芸員資格」、「図書館司書資格」、「学校図書館司書教諭資格」の取得希望者は「免許・資格関係履修要項」を参照すること。また免許資格課程センター事務室（良心館1階 教務センター内 TEL.075-251-3208）で履修指導を受けること。

■ 修士論文提出要領

1. 様式等

- (1) 使用言語は日本語または英語とする。
- (2) 本文：【日本語】A4判22頁～38頁
【英語】A4判10,000～18,000words
文字数が計算できない場合は要相談。
- (3) 梗概：【日本語】A4判4000字程度
【英語】A4判1,600words程度
- 提出原稿は、原則としてパソコンで作成する。使用用紙は白色、A4判とし、片面印刷とする。
- 本文1頁の書式は、
【日本語】A4判横書き、1行40字×30行とする。
【英語】A4判30行とする。
- 引用文献は注に示し、本文末尾に参考文献目録を付けること。
- すべての注は本文頁数に含む。
- 参考文献目録、付図、付表等は、本文の頁数に含めない。
- 題目はあらかじめ提出している題目届（最終）記載のものと同じでなければならない。

2. 構成

- (1) 表紙は厚紙黒表紙。ひも綴。
表紙に「修士論文」と記載して「題目」、「商学研究科商学専攻博士課程前期課程」と記載して、入学年度・学籍番号・氏名（自署）を明記した用紙を貼付する。
- (2) A4判（左開き）とする。
 - ①1枚目は「題目」、「商学研究科商学専攻博士課程前期課程」と記載して、入学年度・学籍番号・氏名（自署）を記載する。
 - ②2枚目は中央に最近半年以内に撮影した写真（上半身脱帽 4.0×3.0 cm）を貼付する。
 - ③3枚目から「梗概」とする。1行目に「梗概」と明記、2行目に「題目」を記載し、1行あけて4行目以降を梗概本文とする。梗概は1頁目から始め、頁を付す。
 - ④梗概の後に①と同じものを置く（頁記載なし）。
 - ⑤「目次」を置く（頁記載なし）。
 - ⑥「本文」には注を含み、1頁から頁を付す。注は、頁ごとに付ける形式、章ごとに付ける形式、本文の最後にまとめる形式のいずれでも構わない。
 - ⑦参考文献目録・付図・付表等は、本文（注を含む）と別立てとし、頁も別立てとする。
- (3) 裏表紙は厚紙黒表紙。ひも綴。

3. 審査のための提出部数等

- (1) 3部作成し提出する。
- (2) 審査に合格した「論文」は2部製本する。うち1部は商学部書庫に保管し、閲覧に供する。1部は本人に返却する（着払にて送付）。
- (3) 製本に要する費用は、証明書発行サービスにログインし、所定額を納入する（2026年度の製本代金は2冊で6,160円を予定）。

4. 提出期日

	春 学 期	秋 学 期
題 目 届	4月下旬	4月下旬
題 目 届（最 終）	6月下旬	10月下旬
修 士 論 文	7月下旬	1月下旬

提出期日は厳守すること（遅れた場合は一切受け付けない）。締切日が近づくと、コピー機が混雑するため、少なくとも4～5日前には完成するように余裕をもって準備すること。

※前年度に題目届を提出している場合も、必ず指定された期日に再度提出すること。

5. 提出先

商学部・商学研究科事務室（至誠館1階）

6. 論文作成上の注意

提出にあたって、特に「**題目**」と「**題目届（最終）**」の一致には十分注意すること。

論文を印刷する前に、指導教員に通読を依頼し、訂正箇所の修正を済ませること。

論文作成の要領については、商学部所蔵の過去の論文を参考にするとよい。過去の論文は商学部・商学研究科事務室の図書受付にて閲覧のみ可能。コピーは不可。

英語論文の場合は、提出前に英語を母国語とする専門家、あるいは、英文校閲会社の校閲を受けること。

●修士論文作成例

表紙

修士論文 題目 商学研究科商学専攻 博士課程前期課程 20●●年度●●番 氏名（自署）

商学研究科商学専攻
博士課程前期課程
入学年度(20XX 年度)・
学籍番号 (XX 番)
氏名（必ず自署のこと）

A 4 用紙 片面印刷

白表紙①

題目 商学研究科商学専攻 博士課程前期課程 20●●年度●●番 氏名（自署）
--

白表紙②

写真*

*半年以内に撮影したもの（上半身脱帽 4×3 3cm）

梗概③

1 頁～ 梗概 題目 (1 行あける) 梗概本文 - 1 -

ページ番号を付ける。

白表紙④

題目 商学研究科商学専攻 博士課程前期課程 20●●年度●●番 氏名（自署）
--

目次⑤

目次 第 1 章 . . . ページ番号は付けない。 ↓
--

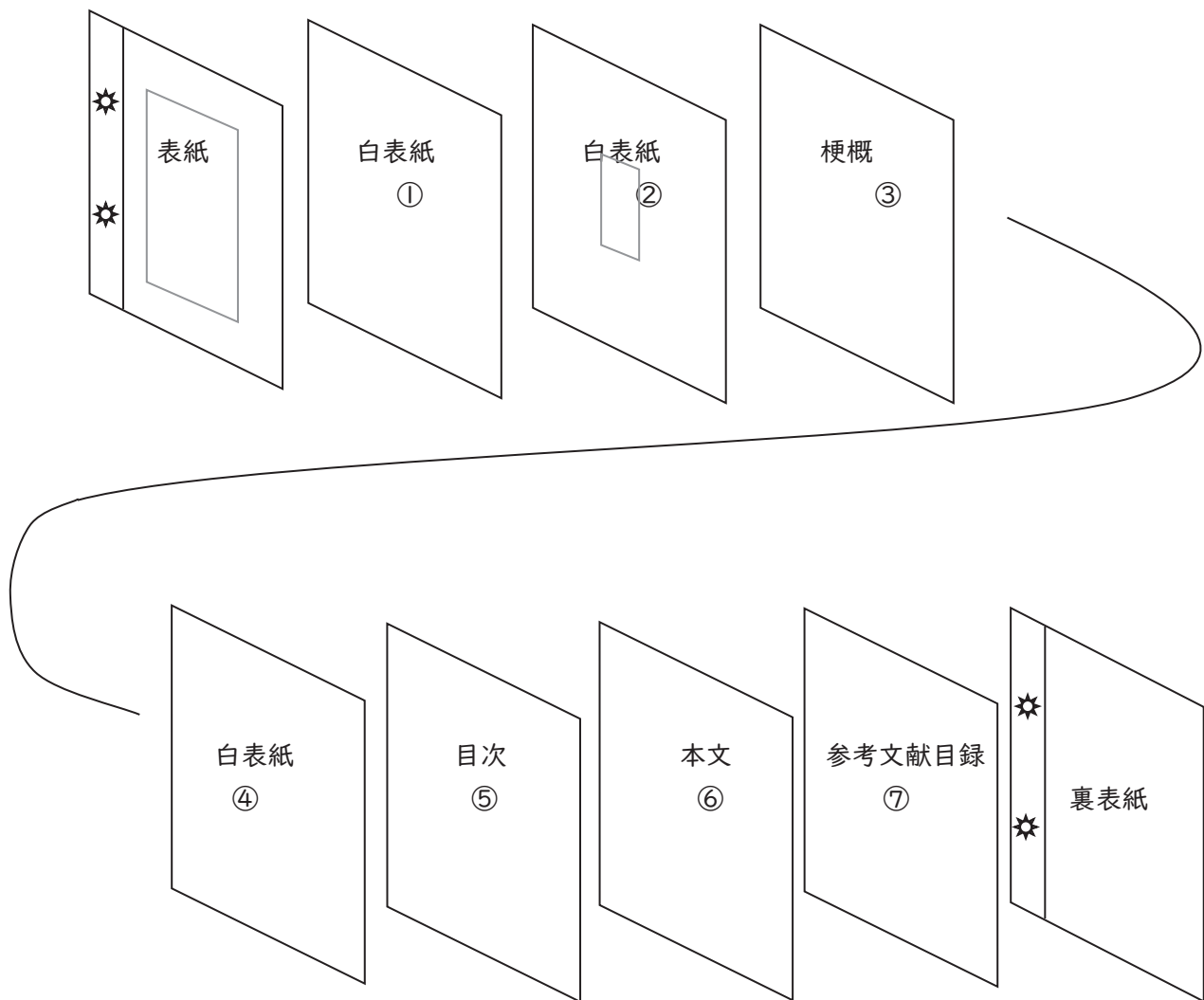
本文⑥

1 頁～ 論文本文 ページ番号を付ける。 ↓ - 1 -
--

参考文献目録⑦

- 1 -

ページ番号の有無は問わないが、付ける場合は本文とは別にする。



※表紙・白表紙①・白表紙④については、学生 ID ではなく、入学年度（20XX 年度）・学籍番号（XX 番）の形式で記入（例：2025 年度 29 番）。

■ 課題型修士論文提出要領

1. 様式等

- (1) 使用言語は日本語または英語とする。
- (2) 本文：【日本語】A4判22～25頁
【英語】A4判10,000～12,000words
文字数が計算できない場合は要相談。
- (3) 梗概：【日本語】A4判4000字程度
【英語】A4判1,600words程度
- 提出原稿は、原則としてパソコンで作成する。使用用紙は白色、A4判とし、片面印刷とする。
- 本文1頁の書式は、
【日本語】A4判横書き、1行40字×30行とする。
【英語】A4判30行とする。
- 引用文献は注に示し、本文末尾に参考文献目録を付けること。
- すべての注は本文頁数に含む。
- 参考文献目録、付図、付表等は、本文の頁数に含めない。
- 題目はあらかじめ提出している題目届（最終）記載のものと同じでなければならない。

2. 構成

- (1) 表紙は厚紙黒表紙。ひも綴。
表紙に「課題型修士論文」と記載して「題目」、「商学研究科商学専攻博士課程前期課程」と記載して、入学年度・学籍番号・氏名（自署）を明記した用紙を貼付する。
- (2) A4判（左開き）とする。
 - ①1枚目は「題目」、「商学研究科商学専攻博士課程前期課程」と記載して、入学年度・学籍番号・氏名（自署）を記載する。
 - ②2枚目は中央に最近半年以内に撮影した写真（上半身脱帽 4.0×3.0 cm）を貼付する。
 - ③3枚目から「梗概」とする。1行目に「梗概」と明記、2行目に「題目」を記載し、1行あけて4行目以降を梗概本文とする。梗概は1頁目から始め、頁を付す。
 - ④梗概の後に①と同じものを置く（頁記載なし）。
 - ⑤「目次」を置く（頁記載なし）。
 - ⑥「本文」には注を含み、1頁から頁を付す。注は、頁ごとに付ける形式、章ごとに付ける形式、本文の最後にまとめる形式のいずれでも構わない。
 - ⑦参考文献目録・付図・付表等は、本文（注を含む）と別立てとし、頁も別立てとする。
- (3) 裏表紙は厚紙黒表紙。ひも綴。

3. 審査のための提出部数等

- (1) 3部作成し提出する。
- (2) 審査に合格した「論文」は2部製本する。うち1部は商学部書庫に保管し、閲覧に供する。1部は本人に返却する（着払にて送付）。
- (3) 製本に要する費用は、証明書発行サービスにログインし、所定額を納入する（2026年度の製本代金は2冊で6,160円を予定）。

4. 提出期日

	春 学 期	秋 学 期
題 目 届	4月下旬	4月下旬
題 目 届（最 終）	6月下旬	10月下旬
課題型修士論文	7月下旬	1月下旬

提出期日は厳守すること（遅れた場合は一切受け付けない）。締切日が近づくと、コピー機が混雑するため、少なくとも4～5日前には完成するように余裕をもって準備すること。

※前年度に題目届を提出している場合も、必ず指定された期日に再度提出すること。

5. 提出先

商学部・商学研究科事務室（至誠館1階）

6. 論文作成上の注意

提出にあたって、特に「**題目**」と「**題目届（最終）**」の一致には十分注意すること。

論文を印刷する前に、指導教員に通読を依頼し、訂正箇所の修正を済ませること。

論文作成の要領については、商学部所蔵の過去の論文を参考にするとよい。過去の論文は商学部・商学研究科事務室の図書受付にて閲覧のみ可能。コピーは不可。

英語論文の場合は、提出前に英語を母国語とする専門家、あるいは、英文校閲会社の校閲を受けること。

●課題型修士論文作成例

表紙

課題型修士論文 題目 商学研究科商学専攻 博士課程前期課程 20●●年度●●番 氏名（自署）
--

商学研究科商学専攻
博士課程前期課程
入学年度(20XX年度)・
学籍番号(XX番)
氏名(必ず自署のこと)

A 4 用紙 片面印刷

白表紙①

題目 商学研究科商学専攻 博士課程前期課程 20●●年度●●番 氏名（自署）
--

白表紙②

写真*

*半年以内に撮影したもの（上半身脱帽 4×3 3cm）

梗概③

1 頁～ 梗概 題目 (1 行あける) 梗概本文 - 1 -

ページ番号を付ける。

白表紙④

題目 商学研究科商学専攻 博士課程前期課程 20●●年度●●番 氏名（自署）
--

目次⑤

目次 第 1 章 . . . ページ番号は付けない。 ↓
--

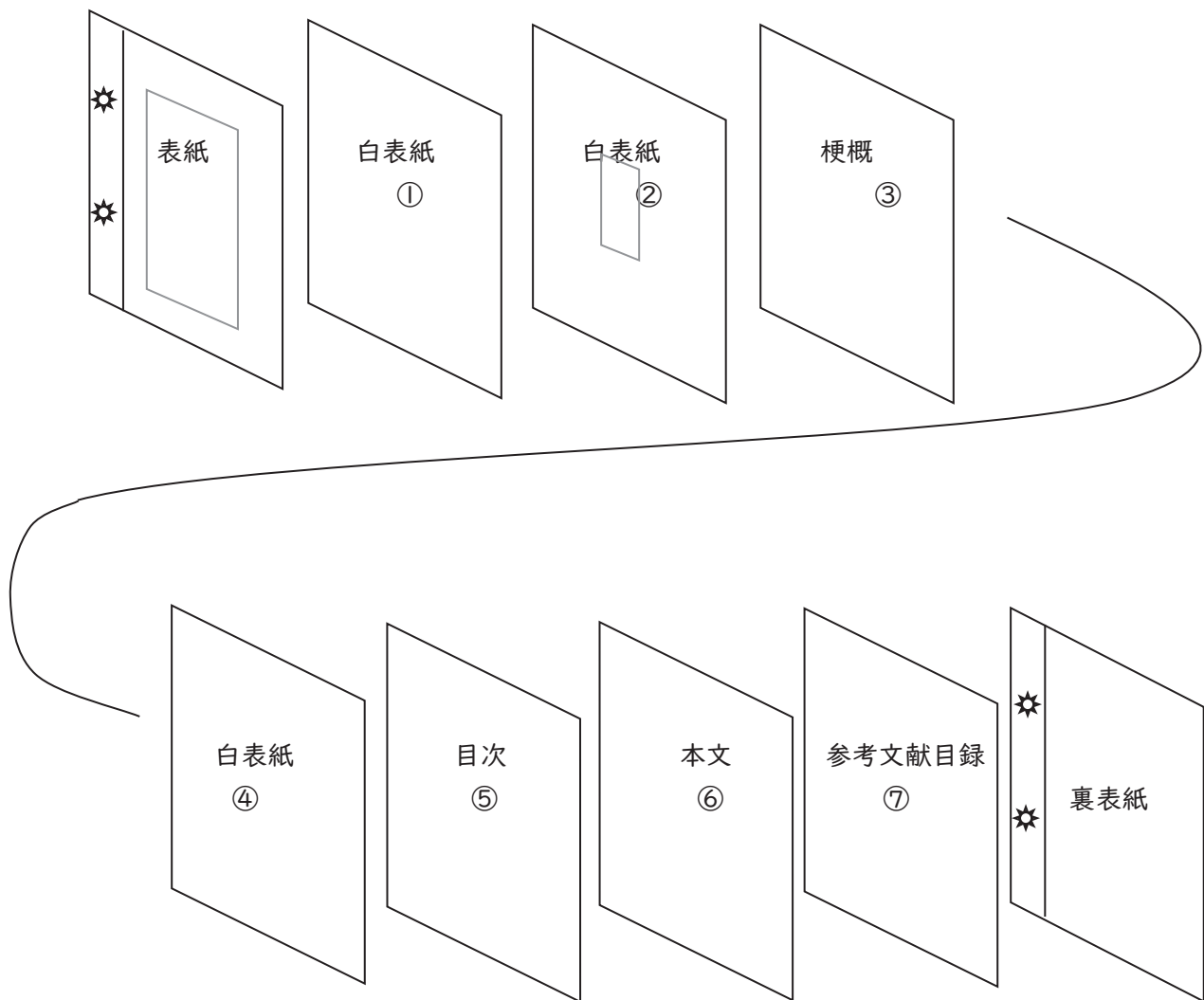
本文⑥

1 頁～ 本文 ページ番号を付ける。 ↓ - 1 -

参考文献目録⑦

- 1 -

ページ番号の有無は問わないが、付ける場合は本文とは別にする。



※表紙・白表紙①・白表紙④については、学生 ID ではなく、入学年度（20XX 年度）・学籍番号（XX 番）の形式で記入（例：2025 年度 29 番）。

■ 学位論文審査基準

●博士課程（前期課程）学位論文審査基準（修士論文）

1. 問題点を的確に捉えた上で、結論に至る過程が論理的であり、整合性があること。
2. 論文の展開、結論を導き出す過程において、必要な文献を参照していること、また、それらの内容を十分に理解していること。
3. 文献の引用等が適切に行われていること、また、図表・数式等が説明箇所にふさわしいものであること。
4. 誤字、脱字等がないかなど、表記が適切に行われていること。
5. 研究計画の立案及び遂行、研究資料の収集及び管理、研究成果の発表に関して、適切な倫理的配慮がなされていること。また、学内の倫理規程や研究テーマに関連する学会や団体の倫理基準等を遵守していること。
6. 全体として修士論文の水準に達していること。
1～5の項目を考慮した上で、6の基準を満たしているかどうかについては、主査と副査2名による口頭試問を通じて判断する。

博士課程（後期課程）

- 開講科目一覧表（後期課程）
- 後期課程の履修について
- 後期課程の科目登録について
- 博士学位論文提出要領【課程博士】
- 博士学位論文審査基準
- 博士論文の公開について

商学研究科 開講科目一覧表

後期課程

■研究指導科目
(2023年度以降生)

登録コード		科目名	クラス	主題	担当者	登録コード		科目名	クラス	主題	担当者
科目	クラス					科目	クラス				
40500100	001	商学特殊研究	1	金融論	植田 宏文	40500100	011	商学特殊研究	11	企業と社会	今西 宏次
40500100	002	商学特殊研究	2	貿易論	田淵 太一	40500100	012	商学特殊研究	12	経営戦略論	富田 健司
40500100	003	商学特殊研究	3	金融システム論	丸茂 俊彦	40500100	013	商学特殊研究	13	管理会計論	中川 優
40500100	004	商学特殊研究	4	国際金融論	服部 茂幸	40500100	014	商学特殊研究	14	国際会計論	稲見 亨
40500100	005	商学特殊研究	5	地域経済論	内藤 徹	40500100	015	商学特殊研究	15	財務会計論	志賀 理
40500100	006	商学特殊研究	6	市場と人間	小島 秀信	40500100	016	商学特殊研究	16	財務諸表分析	山本 達司
40500100	007	商学特殊研究	7	商業史	川満 直樹	40500100	017	商学特殊研究	17	実験会计学	田口 聡志
40500100	008	商学特殊研究	8	電子商取引	長沼 健	40500100	018	商学特殊研究	18	貿易政策論	久松 太郎
40500100	009	商学特殊研究	9	消費者行動論	高橋 広行	40500100	019	商学特殊研究	19	産業連関論	岡 敏弘
40500100	010	商学特殊研究	10	国際契約論	吉川 英一郎	40500100	020	商学特殊研究	20	財務諸表論	大日方 隆

(2016年度生～2022年度生)

登録コード		研究指導分野	担当者	登録コード		研究指導分野	担当者
科目	クラス			科目	クラス		
40500015		金融論	植田 宏文	40500050		経営戦略論	富田 健司
40500043		貿易論	田淵 太一	40500037		管理会計論	中川 優
40500046		金融システム論	丸茂 俊彦	40500038		国際会計論	稲見 亨
40500040		国際金融論	服部 茂幸	40500018		財務会計論	志賀 理
40500049		地域経済論	内藤 徹	40500047		財務諸表分析	山本 達司
40500044		企業と社会	今西 宏次	40500048		実験会计学	田口 聡志

■コース指導科目

登録コード		科目名	クラス	単位	担当者	期間	登録コード		科目名	クラス	単位	担当者	期間
科目	クラス						科目	クラス					
40500101	001	演習Ⅰ	1	2	植田 宏文	春学期	40500102	001	演習Ⅱ	1	2	植田 宏文	秋学期
40500101	002	演習Ⅰ	2	2	田淵 太一	春学期	40500102	002	演習Ⅱ	2	2	田淵 太一	秋学期
40500101	003	演習Ⅰ	3	2	丸茂 俊彦	春学期	40500102	003	演習Ⅱ	3	2	丸茂 俊彦	秋学期
40500101	004	演習Ⅰ	4	2	服部 茂幸	春学期	40500102	004	演習Ⅱ	4	2	服部 茂幸	秋学期
40500101	005	演習Ⅰ	5	2	内藤 徹	春学期	40500102	005	演習Ⅱ	5	2	内藤 徹	秋学期
40500101	006	演習Ⅰ	6	2	小島 秀信	春学期	40500102	006	演習Ⅱ	6	2	小島 秀信	秋学期
40500101	007	演習Ⅰ	7	2	川満 直樹	春学期	40500102	007	演習Ⅱ	7	2	川満 直樹	秋学期
40500101	008	演習Ⅰ	8	2	長沼 健	春学期	40500102	008	演習Ⅱ	8	2	長沼 健	秋学期
40500101	009	演習Ⅰ	9	2	高橋 広行	春学期	40500102	009	演習Ⅱ	9	2	高橋 広行	秋学期
40500101	010	演習Ⅰ	10	2	吉川 英一郎	春学期	40500102	010	演習Ⅱ	10	2	吉川 英一郎	秋学期
40500101	011	演習Ⅰ	11	2	今西 宏次	春学期	40500102	011	演習Ⅱ	11	2	今西 宏次	秋学期
40500101	012	演習Ⅰ	12	2	富田 健司	春学期	40500102	012	演習Ⅱ	12	2	富田 健司	秋学期
40500101	013	演習Ⅰ	13	2	中川 優	春学期	40500102	013	演習Ⅱ	13	2	中川 優	秋学期
40500101	014	演習Ⅰ	14	2	稲見 亨	春学期	40500102	014	演習Ⅱ	14	2	稲見 亨	秋学期
40500101	015	演習Ⅰ	15	2	志賀 理	春学期	40500102	015	演習Ⅱ	15	2	志賀 理	秋学期
40500101	016	演習Ⅰ	16	2	山本 達司	春学期	40500102	016	演習Ⅱ	16	2	山本 達司	秋学期
40500101	017	演習Ⅰ	17	2	田口 聡志	春学期	40500102	017	演習Ⅱ	17	2	田口 聡志	秋学期
40500101	018	演習Ⅰ	18	2	久松 太郎	春学期	40500102	018	演習Ⅱ	18	2	久松 太郎	秋学期
40500101	019	演習Ⅰ	19	2	岡 敏弘	春学期	40500102	019	演習Ⅱ	19	2	岡 敏弘	秋学期
40500101	020	演習Ⅰ	20	2	大日方 隆	春学期	40500102	020	演習Ⅱ	20	2	大日方 隆	秋学期
40500111		総合演習		4	植田 宏文 田淵 太一 丸茂 俊彦 服部 茂幸 内藤 徹 小島 秀信 川満 直樹 長沼 健 高橋 広行 吉川 英一郎 今西 宏次 富田 健司 中川 優 稲見 亨 志賀 理 山本 達司 田口 聡志 久松 太郎 岡 敏弘 大日方 隆	春秋							

【履修方法】

・指導教員の指示により、「商学特殊研究」（2016年度生～2022年度生は研究指導科目のうちいずれか一つ）を登録し、指導を受けるものとする。コース指導科目のうち、副指導教員の「演習Ⅰ・Ⅱ」、「総合演習」を含み、16単位以上を履修すること。

■ 後期課程の履修について

●標準修業年限

標準修業年限は3年。

●在学年限

6年をこえて在学することはできない。

●修了要件

博士学位を取得するためには、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 大学院博士課程に5年（博士課程の前期課程または修士課程を修了した学生は、当該課程の2年の在学期間を含む）以上在学すること。
- (2) 所定の単位数を修得すること。2016年度以降生は、授業科目を16単位以上履修すること。
- (3) 必要な研究指導を受けたうえで、学位論文を提出すること。
- (4) 学位論文を中心とし、これに関連ある分野について行われる試験に合格すること。
- (5) 課程修了のために必要な外国語によく通じていること。

●履修方法・修了必要単位数

授業科目・履修方法等については、「商学研究科 開講科目一覧 後期課程」の頁を参照すること。

●学位論文審査および課程修了の認定

博士学位論文は在学中に提出することとする。提出に際しては指導教員の指示に従うこと。なお、課程修了の認定は、研究科長会において行い、学位は学位授与式の日付で授与される。

●学位

商学研究科博士課程（後期課程）を修了した者には「博士（商学）（同志社大学）」の学位が授与される。

●博士候補審査について

博士論文作成にあたって2005年度から「博士論文作成許可制」を導入している。

後期課程在学3年間の間に「博士論文作成許可願」を提出し、審査を受ける。審査に合格した場合には「博士候補（doctoral candidate）」となり、博士論文作成が許可される。

「博士論文作成許可願」を提出できる資格は、「公表論文2本以上（刊行確定原稿を含む）」があり、かつ英語語学能力試験（年2回実施）に合格していることである。「公表論文」とは、博士課程（後期）在学中に発表されたもので、共著論文・研究ノートは含まない。

標準修業年限（３年）以内に学位取得を目指すならば、後期課程２年目のうちに許可を得ることが望ましい。

「博士論文作成許可願」は最長で在学３年以内に提出しなければならない。審査では、公開研究発表セミナー、審査委員会による口頭試問（公開）を行う。博士論文の提出を考えている者は、指導教員に相談すること。

●博士学位取得のプロセス

商学研究科にて標準修業年限（３年）で博士学位を取得するための標準的なプロセスは以下の通りである。これを目安とし、指導教員からのガイダンスに従って、各自の研究計画を組み立てること。

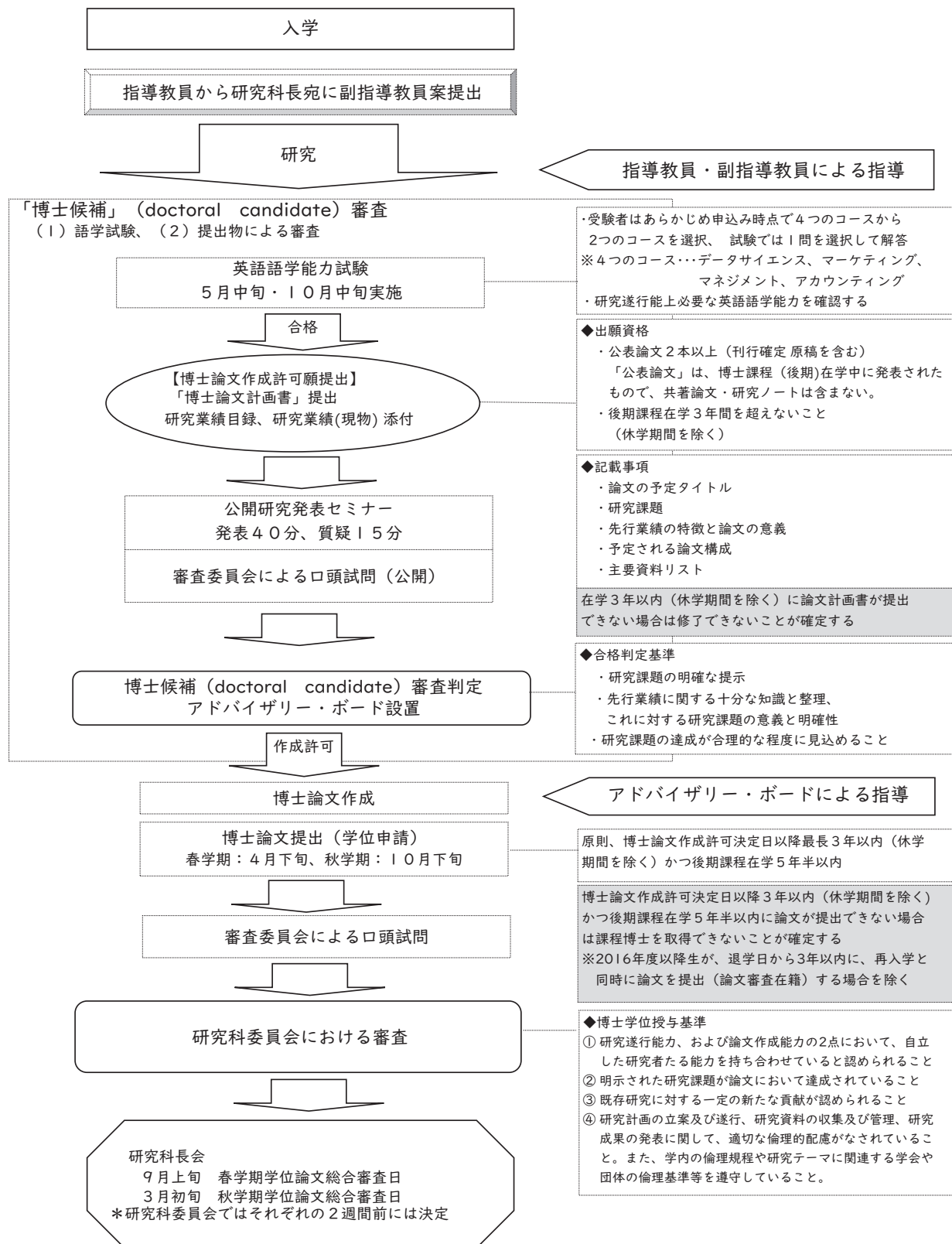
<博士学位取得モデル>

年 次	時 期	内 容
第１年次	年度始め	指導教員・副指導教員の決定
		「研究計画書」の提出
	各学期中	研究指導科目、コース指導科目の履修
		研究成果の公表（論文発表、学会発表等）
		博士候補審査 英語語学能力試験の受験※ ¹ →合格
	年度末	「研究成果報告書」の提出
第２年次	年度始め	「研究計画書」の提出
	各学期中	研究指導科目、コース指導科目の履修
		研究成果の公表（論文発表、学会発表等）
		博士論文作成許可願提出※ ² →博士候補審査合格
	年度末	「研究成果報告書」の提出
第３年次	年度始め	「博士論文作成計画書」の提出
	各学期中	研究指導科目、コース指導科目の履修
		研究成果の公表（論文発表、学会発表等）
	１０月下旬	博士学位論文提出条件の充足
		博士学位論文の提出 ※提出については、指導教員、事務室に手続きを確認すること。
	論文提出後	論文審査委員会の設置
	～１２月下旬	審査委員会による口頭試問
	１～３月	博士学位論文総合審査 （商学研究科委員会、研究科長会）
	３月下旬	学位授与式

※¹「英語語学能力試験」は学期毎に実施しており、合格するまで何度でも受験可

※²「博士論文作成許可願」は学期毎に提出機会を設けているので、英語語学能力試験に合格後、必要な業績等が揃った時点で提出する

●商学研究科博士後期課程入学から博士学位授与まで



●博士後期課程の提出書式（見本） ※詳細は掲示、HP等で確認してください。

■1 年次、2 年次 （左の計画書は年度始めに、右の報告書は年度末に提出）

商学研究科 博士課程（後期課程） 年度 研究計画書（年目）		年 月 日 提出
学生ID	氏 名	
1. 研究題目		
2. 研究概要（研究の意義、先行研究、研究方法などを記載してください。）		
3. 研究計画（年次計画を記載してください。）		
*記載欄の行数は必要に応じて適宜追加すること。 *指導教員、副指導教員の確認印を受けて、所定の期日までに指導教員を通じて、商学研究科事務室へ提出すること。		
指 導 教 員	副 指 導 教 員	印 鑑

商学研究科 博士課程（後期課程） 年度 研究成果報告書（年目）		年 月 日 提出
学生ID	氏 名	
1. 研究題目		
2. 研究概要（研究課題、研究構想、研究方法などの設定、研究計画進捗状況を記載してください。）		
3. 研究の発表（研究発表状況を記載してください。）		
*記載欄の行数は必要に応じて適宜追加すること。 *指導教員及び副指導教員の確認印を受けて、所定の期日までに商学研究科事務室へ提出すること。		
指 導 教 員	副 指 導 教 員	印 鑑

■3 年次以降 （左の計画書は年度始めに、右の報告書は年度末に提出）

商学研究科 博士課程（後期課程） 年度 博士学位論文作成計画書（3年目以降）		年 月 日 提出
ID	氏 名	
1. 研究題目		
2. 博士論文の構想（論点、展開方法などを記載してください。）		
3. 研究計画（博士論文提出までの年次計画を記載してください。）		
*記載欄の行数は必要に応じて適宜追加すること。 *指導教員及び副指導教員の確認印を受けて、所定の期日までに指導教員を通じて、商学研究科事務室へ提出すること。		
指 導 教 員	副 指 導 教 員	印 鑑

商学研究科 博士課程（後期課程） 年度 博士学位論文作成進捗状況報告書（3年目以降）		年 月 日 提出
ID	氏 名	
1. 研究題目		
2. 博士論文の進捗状況（具体的な進捗状況などを記載してください。）		
3. 研究の発表（研究発表状況を記載してください。）		
*記載欄の行数は必要に応じて適宜追加すること。 *指導教員及び副指導教員の確認印を受けて、所定の期日までに商学研究科事務室へ提出すること。		
指 導 教 員	副 指 導 教 員	印 鑑

※書式は、商学研究科ホームページよりダウンロード可

https://com.doshisha.ac.jp/graduate_students/doctor_course/r_keikaku_houkoku.html

■ 後期課程の科目登録について

● 科目登録日程

「学修支援システム DUET」から研究指導科目およびコース指導科目を登録すること。

日 時：４月７日（火）１０：００～４月９日（木）１７：００

■ 博士学位論文提出要領【課程博士】

● 商学研究科博士論文提出要件

博士（商学）の学位論文の提出要件は、以下の通りとする。

1. 商学研究科が定める博士学位取得プロセスを経た上で提出すること
2. 使用言語は、日本語または英語とする
3. 日本語の場合、本文12万字以上※であること
英語の場合、本文5万 words 以上※であること
文字数が計算できない場合は要相談
4. 参考文献の引用、注、図表、資料、参考文献リスト等の取扱いについては、各研究領域の一般的な基準に従うこと
5. 英語論文の場合は、提出前に英語を母国語とする専門家、あるいは、英文校閲会社の校閲を受けること

※40字×36行×100ページ以上（図表、脚注含む 参考文献は含まない）を目安とする。

● 提出方法

指導教員の確認を経た後、所定の書類を揃え商学部・商学研究科事務室に提出する。

● 提出時期

- ①在学中の秋学期学位授与日に学位授与の場合
→当該年度の10月下旬
- ②在学中の春学期学位授与日に学位授与の場合
→当該年度の4月下旬

● 提出書類および部数

- | | |
|--|---------|
| 1. 論文（参考論文も含む） | 4通 |
| 2. 論文要旨（様式所定）（4000字以内） | 3通＋電子媒体 |
| 3. 学位論文審査願（様式所定） | 2通 |
| 4. 履歴書（様式所定） | 2通＋電子媒体 |
| 5. 研究業績一覧表（様式所定） | 2通＋電子媒体 |
| 6. 論文目録（様式所定） | 2通 |
| 7. 写真（最近3ヶ月以内撮影、上半身脱帽、ﾀｲﾍﾞﾙ 6.0×ｺﾞﾙ 5.0cm） | 1葉 |

■ 博士学位論文審査基準

●博士学位審査基準について

1. 所定の手続により、博士候補として認定されていること。
2. アドバイザリーボードによる指導を前提として、下記の基準を満たしていること。
 - ①研究遂行能力、および論文作成能力の2点において、自立した研究者たる能力を持ち合わせていると認められること。
 - ②明示された研究課題が論文において達成されていること。
 - ③既存研究に対する一定の新たな貢献が認められること。
 - ④研究計画の立案及び遂行、研究資料の収集及び管理、研究成果の発表に関して、適切な倫理的配慮がなされていること。また、学内の倫理規程や研究テーマに関連する学会や団体の倫理基準等を遵守していること。

■ 博士論文の公開について

●博士論文要旨および博士論文審査結果の要旨公表について

本学は、博士論文について、その論文要旨、論文審査結果要旨、総合試験結果の要旨（論文博士の場合は学力確認結果の要旨）を、学位授与日から3月以内に同志社大学学術リポジトリにおいて公開する。

●博士論文全文の公表について

1. 博士論文の全文の公表

博士の学位を授与された者は、博士論文全文について、学位授与日から1年以内に同志社大学学術リポジトリにおいて公表しなければならない。ただし、博士学位を授与される前に既に公表した場合は、この限りでない。

2. 博士論文の内容を要約したものの公表

博士の学位を授与された者が、全文を公表することができないやむを得ない事由があると申し出、研究科教授会または研究科委員会が承認した場合は、博士論文全文に代えてその内容を要約(1万字程度)したものを、同志社大学学術リポジトリにおいて公表しなければならない。この場合においても、本学は、当該博士論文の全文を図書館において閲覧に供する。

3. やむを得ない事由について

- ・博士論文に立体形状による表現を含む場合
- ・著作権保護や個人情報保護に係る制約がある場合
- ・出版による公表又は公表を予定している場合
- ・特許を申請又は申請を予定している場合
- ・掲載ジャーナルからの制約がある場合
- ・その他、研究科教授会または研究科委員会が認めた場合

4. 国立国会図書館へのデータ送付および利用

同志社大学学術リポジトリにおいて公表された博士論文については、当該博士論文に係る電子データを国立国会図書館に送付するとともに、同館においてインターネットを利用して公開される。

共通事項

- 学生 I D と学生証
- 商学部所蔵の学術資料閲覧・貸出について
- 資料の印刷（コピー）と P C 利用について
- 扶桑館の時間外の利用について
- T A （ティーチング・アシスタント）について
- S A （スチューデント・アシスタント）について
- R A （リサーチ・アシスタント）について
- 各種証明書・願書・申請書
- 事務室で取扱う主な事務および場所について

■ 学生 I D と学生証

● 学生 I D

学生 I D は種別、課程、所属研究科、入学年度、学籍番号によって構成されており、入学と同時に、決められた学生 I D が与えられる。各自に与えられた学生 I D は在籍する期間を通じて変わらない。

● 学生証

学生証は、同志社大学大学院生として、各自の身分を証明するものである。取扱いには十分な注意が必要である。学生証は常に携帯し、汚損したり紛失したりすることのないよう注意すること。また、各種試験、履修科目の登録、各種証明書の申請、学割申請、奨学金の受領、下宿・アルバイトの申し込み、就職登録、図書館、保健センター等の利用の際、必要に応じて提示すること。課程修了、退学、除籍の場合、学生証は直ちに返却しなければならない。

● 通学証明書

定期乗車券を購入する際に必要である。通学証明書は標準修業年限最終年度の年度末まで有効である。通学証明書に記入されている現住所を必ず確認すること。通学証明書が汚損、紛失、または記入欄がいっぱいになった場合は、直ちに商学部・商学研究科事務室へ申し出ること（再交付は無料）。

● 学生証の再交付

学生証を紛失した場合は、直ちに最寄りの警察署に届け出るとともに、速やかに商学部・商学研究科事務室へ届け出て、次の要領で再交付を受けること。

- (1) 証明書発行サービスにログインし、「学内発行機発行（紙媒体）」から学生証再交付願(手数料:2,000円)を発行申請し、学内証明書発行機（良心館 1 F、寒梅館 2 F など）にて印刷する。印刷した学生証再交付願に必要事項を記入し、商学部・商学研究科事務室に提出する。
- (2) 学生証再交付の手続（申請・受領）は本人に限る。
- (3) 学生証再交付には、原則として申請した日から 3 日間を要する。
- (4) 学生証紛失に不審な点のある場合は、再交付を認めないことがある。
- (5) 再発行申請後、紛失した学生証が発見されても、既に無効であり使用できない。直ちに返却し、再発行された学生証を使用すること（再発行手数料は返却しない）。

●通学定期券の購入方法

通学定期券を購入するには「学生証」および「通学証明書」が必要である。

直接、定期券発売窓口で所定の定期券購入申込書に必要事項を記入し、学生証・通学証明書とともに購入申請すること。

通学証明書の通学区間欄には1つの交通機関について、現住所の最寄駅と本学の最寄駅（区間は最短距離）を1行で記入すること。通学区間の変更は、現住所を変更した場合と同区間に併設されている他の交通機関に変更する場合に限る。

●学生割引証（学割）発行について

証明書発行サービスにログインし、「学内発行機発行（紙媒体）」から学割証を発行申請する。申請完了後、学内証明書発行機（良心館1F、寒梅館2Fなど）にて印刷する。なお、サテライトキャンパス（大阪/東京）での発行時は、学生証を提示のうえ、窓口にて申請する。

学生割引証は申請者以外の者が使用することはできない。他人に渡して使用させたり、他人から譲り受けて使用したりした場合、不正使用とみなされ、以後の発行が停止されることがある。使用の際は裏面をよく読み使用すること。

■ 商学部所蔵の学術資料閲覧・貸出について

●商学部所蔵の図書・雑誌・非図書資料の利用について

1. 貸出・閲覧手続

学生証を持参のうえ、商学部・商学研究科事務室（至誠館1階）で行うこと。

2. 利用時間

月～金 9:00～17:00（11:30～12:30を除く）

	所蔵場所 (至誠館地下1階 商学部書庫)	貸 出	閲 覧	複 写 *2	備 考
図書 (Pなし逐刊含む)	図書コーナー (奥の電動書架)	○ *1	○	○	*1 図書は10冊まで28日間貸出可 *2 コピー機設置場所は、商学部・商学研究科事務室の図書カウンター前（コイン利用可）と地下1階書庫（IC対応のみ） *3 閲覧希望の論文を窓口に申し出ること
雑誌 (製本済、P付)	雑誌コーナー (入口側の電動書架)	×	○	○	
雑誌 (未製本)	新着雑誌コーナー (書庫中央)	×	○	○	
修士論文 博士論文	ガラス扉書棚	×	○ *3	×	
非図書資料 (CD-ROM, DVD 他)	書庫中央	×	○	×	閲覧場所… 今出川図書館（寧静館）* *新図書館建設工事中は新寧静館に移設されている。閲覧場所が限られるため、利用前に調整が必要となる
マイクロ資料	専用キャビネット	×	○	○	

※他学部・他研究科所蔵の学術資料閲覧・貸出については、各部科に利用手続等を確認すること。

●公費図書購入について

同志社大学商学研究科に所属する大学院生が研究に必要な図書の購入を申請することができる制度です。購入希望図書がある場合、「公費図書購入希望申請書」を商学部・商学研究科事務室に提出してください。

図書の内容と予算等を考慮したうえで、購入が決定されます。

●商学部契約の電子資料（オンラインデータベース・電子ジャーナル等）の利用について

種 類	内 容	接続方法(*)
①eol	1984 年以降の有価証券報告書や日本・外国企業の財務データを収録	図書館 HP から接続 (注 1)
②企業史料統合データベース	明治、昭和期を中心に過去の営業報告書および有価証券報告書を収録	
③Factiva.com	海外主要新聞，一般的なビジネス情報誌，世界の企業情報のデータベース	
④Emerald Management Core eJournal Portfolio	Emerald 社発行の学術雑誌記事	
⑤EBSCOhost —Business Source Complete—	EBSCOhost 社提供の経済・経営分野のデータベース	
⑥The Making of the Modern World, Part II (MOMW-II) : 1851-1914	MOMW- I に続く 1851 年からの社会科学系学術図書データベース	
⑦Routledge Historical Resources: History of Economic Thought	1700 年から 1914 年までの経済思想史研究の資料を収録したデータベース	
⑧Routledge Handbooks Online: Tourism, Hospitality and Events Management —Online Collection	ツーリズムやホスピタリティに関する研究分野の国際的かつ最先端のハンドブックを収録したオンライン・コレクション。9 タイトル	
⑨SIAM Journal of Financial Mathematics	数理ファイナンスの学術雑誌	
⑩Palgrave Macmillan Journals	Journal of International Business Studies	
⑪日経 B P 記事検索サービス	日経 B P 社発行誌 (Web メディア含む) の記事を収録	商学部 HP から IP 接続 (学内利用)
⑫American Economic Association Journals	アメリカ経済学会 (AEA) 刊行の学術雑誌	
⑬NEEDS-Financial QUEST	証券、財務、マクロ経済など多様な分野のデータベース	ID・パスワードで接続 (注 2)
⑭Jtrade	貿易統計 Web 検索システム	
⑮官報情報検索サービス	官報の検索サービス	

種 類	内 容	接続方法(*)
⑯日経テレコン 2I (日経メニュー以外)	各種新聞雑誌記事の全文データベース	ID・パスワード で接続(注2)
⑰日経 Value Search	企業・財務情報、経済・業界統計、日経ニュース・記事など、企業・業界分析のための豊富なコンテンツを提供。定量データと定性データを組み合わせて企業・業界を立体的、俯瞰的に把握できる。	事前に利用登録が必要 (商学部事務室 窓口) (注3)

***接続方法**

①～⑩…同志社大学デジタルライブラリーの電子資料一覧

(<https://library.doshisha.ac.jp/library/dl/list/index.html>) からアクセス可。

⑪～⑰…商学部・商学研究科ホームページのオンラインデータベース検索

(<https://com.doshisha.ac.jp/com/db/index.html>) からアクセス可。

注1) 学外から利用する場合はVPN接続サービスの利用環境を設定する必要がある。
(<https://it.doshisha.ac.jp/it/service/vpn.html>を参照のこと。)

注2) ユーザID とパスワードは、商学部事務室の窓口にて利用希望者に通知する。
なお、毎年4月に変更するので、その都度手続を行うこと。

注3) 利用希望者は、事前に商学部事務室の窓口にて手続を行うこと。

★上記の商学部の契約内容について変更が生じる場合がある。最新情報は商学部事務室の窓口にて確認すること。

★商学部で契約しているもの以外に、大学図書館ホームページを通じて公開しているサービスが多数ある。詳細は、同志社大学デジタルライブラリーを参照のこと。

■ 資料の印刷（コピー）と P C 利用について

1. コピー利用

年間 2,500 枚分の複写補助（大学から年間 1,000 枚分、商学会から 1,500 枚分）を使用することができる。コピー度数は学生証の IC で管理しており、専用の IC カードリーダーが設置されたコピー機に学生証を置いて利用する。なお、有効期限は毎年度 2 月下旬（予定）で、3 月 1 日からは次年度分のカウントになり、前年度の残数は次年度に繰越されないの、注意すること。

【コピー機の設置場所】

至誠館：商学部事務室内（コイン式併用）、商学部地下 1 階書庫

扶桑館：5 階印刷室

その他：上記以外にも IC カードリーダー対応のコピー機が学内にある。

★講義・演習・研究会・学術講演会等で資料を大量に印刷する場合は、扶桑館 3 階の印刷室のリソグラフを利用することもできる。利用の際は、商学部・商学研究科事務室にて手続きをすること。

★コピー機の他に学内のオンラインプリンタを利用できる。印刷補助として年間 2,800 円分（大学から 1,600 円分、商学会から 1,200 円分）まで使用することができる。

2. P C 利用

学生が利用できる P C が学内に設置されている。詳細は、大学ホームページ IT サポートオフィス「パソコン利用環境」(<https://it.doshisha.ac.jp/it/equipment/pc.html>)を参照すること。

★共同研究室には学内 LAN に接続できる HUB が設置されており、各自の持ち込みパソコンを有線 LAN で利用できる。

★キャンパス内の無線 LAN 利用可能エリアは、大学 HP で確認のこと。

★学内 LAN を利用するためには「ネットワーク利用資格認定試験」に合格する必要がある。

■ 扶桑館の時間外の利用について

*扶桑館は、開講期間中の授業日は 22：00 で閉館、休講期間中は 20：30 で閉館

月～土の 22：00～翌 8：00 および休日（日曜・祝日および大学が定めた休日）には、扶桑館入口が施錠される。入館する場合は、扶桑館西側入口付近に設置された I C カードリーダーに学生証をかざすこと。

【注 意】

さらに、月～土の 22：00～翌 8：00 および休日に利用する場合は、「構内残留届」の提出が必要である。至誠館 1 階商学部・商学研究科事務室で事前に手続きをおこなうこと。

■ T A（ティーチング・アシスタント）について

商学部では学部生、大学院前期課程学生の教育効果を高めるために、科目担当者の補助を業務に従事する大学院生を募集している。この業務に従事する者を総称してティーチング・アシスタント（T A）といい、前期課程の学生をT A（M）、後期課程の学生をT A（D）と呼んでいる。

●T Aの業務内容（下記の学部・大学院前期課程教育の補助業務）

1. 演習、実習、調査等の授業の教育補助
2. 学部学生・大学院前期課程学生に対する学習上の指導および相談
3. その他、教育上必要と認める教育補助業務

担当者により異なるが、例えば、授業の出欠調査、講義資料収集・作成および配布、答案・レポート整理、学生の質問への対応、機械的採点補助等も含まれる。勤務地は授業実施校地により今出川校地と京田辺校地の場合がある。

なお、大学院前期課程科目対象のT Aは後期課程在籍者のみとする。

●任用期間

- | | |
|----------------|------------------|
| 1. 春学期・秋学期連結科目 | 4月1日から翌年3月31日まで |
| 2. 春学期科目 | 4月1日から9月20日まで |
| 3. 秋学期科目 | 9月21日から翌年3月31日まで |

●報酬

1. 報酬は1時間あたり、1,700円。
2. 原則として、毎月25日に前月分を銀行振込で支給する。
京田辺・今出川2校地間の移動による交通費は別途申請により支給する。

●勤務管理について

勤務管理は、学生勤務管理システムにて行う。

●T A選考について（募集等の詳細については後日、事務室より連絡する）

- | | |
|-------|--------------------|
| ～4月上旬 | 候補者募集：事務室にて募集用紙を配布 |
| 4月中旬 | 候補者選考：申込書等による |
| 4月下旬 | 候補者決定 |

■ S A（スチューデント・アシスタント）について

商学部では学部生、大学院前期課程学生教育効果を高めるために、科目担当者の補助業務に従事する大学院生を募集している。この業務に従事する者を総称してスチューデント・アシスタント（S A）と呼んでいる。

● S Aの業務内容（下記の学部・大学院前期課程教育の補助業務）

1. 授業の教育補助
2. 実験準備作業補助
3. その他、教育上必要と認める教育補助業務

担当者により異なるが、例えば、授業の出欠調査、講義資料収集・作成および 配布、答案・レポート整理も含まれる。勤務地は授業実施校地により今出川校地と京田辺校地の場合がある。

● 任用期間

- | | |
|----------------|------------------|
| 1. 春学期・秋学期連結科目 | 4月1日から翌年3月31日まで |
| 2. 春学期科目 | 4月1日から9月20日まで |
| 3. 秋学期科目 | 9月21日から翌年3月31日まで |

● 報酬

1. 報酬は1時間あたり、1,150円。
2. 原則として、毎月25日に前月分を銀行振込で支給する。
京田辺・今出川2校地間の移動による交通費は別途申請により支給する。

● 勤務管理について

勤務管理は、学生勤務管理システムにて行う。

● S A選考について（募集等の詳細については後日、事務室より連絡する）

- | | |
|-------|--------------------|
| ～4月上旬 | 候補者募集：事務室にて募集用紙を配布 |
| 4月中旬 | 候補者選考：申込書等による |
| 4月下旬 | 候補者決定 |

■ R A（リサーチ・アシスタント）について

商学研究科では、後期課程在籍者が幅広い知識・経験を修得するために、専任教員が行う共同研究に補助者として従事する「リサーチ・アシスタント（R A）」制度を設けている。

● R Aの業務内容（下記の補助業務）

1. 文部科学省、日本学術振興会、日本私立学校振興・共済事業団で採択された共同研究
2. 前述以外の学外資金による共同研究
3. 1・2項以外の研究指導上有益と認められる共同研究

● 任用について

本学大学院 博士課程（後期課程）に在学している者の中から任用する。

任用期間は1年以内とする。ただし、通算3年を限度として任用することができる。

※ R A任用者はT AまたはS Aを兼ねることはできない。

● 報酬

報酬は1時間あたり、1,700円。

月の勤務時間は24時間以内とし、勤務システムに必ずその都度、記入すること。

学外資金等によるR A業務の報酬については、報酬体系が異なる場合がある。

● 勤務管理について

勤務管理は、学生勤務管理システムにて行う。

● R A選考について（募集等の詳細については後日、事務室より連絡する）

4月上旬 研究科委員会にて選考

※ 選考は研究科委員会にて行う。

■ 各種証明書・願書・申請書

事項	申込場所	摘要
在学証明書 成績証明書 修了見込証明書 教育職員免許状単位修得見込証明書	良心館 1 F 寒梅館 2 F 尋真館 1 F 志高館 1 F	・1通につき200円。発行に際しては学生証が必要。 ・英文による在学証明書・成績証明書・修了見込証明書（在学生）は300円。 ・証明書発行サービスにログイン後、学内に設置された証明書発行機もしくは全国各地のコンビニエンスストア等で発行可能。 ・卒業（修了）生の成績証明書は1通につき400円（英文は500円）。証明書発行サービスにログイン後、学内に設置された証明書発行機もしくは全国各地のコンビニエンスストア等で発行可能。
学力に関する証明書 学芸員資格取得見込証明書 学芸員資格単位修得証明書 司書資格取得見込証明書 司書資格単位修得証明書 学校図書館司書教諭資格単位修得証明書 学校図書館司書教諭相当単位修得見込証明書	免許資格 課程センター （良心館 1 F 教務センター内）	・1通につき200円。証明書発行サービスにログイン後、申請手続きを行う。 ・詳しくは免許資格課程センターに確認すること。 https://www.doshisha.ac.jp/education/certificate/index.html ・証明書発行まで2週間程度を要する。 ・卒業（修了）生の証明書は1通につき400円。
修士学位授与証明書 博士学位授与証明書 退学証明書	良心館 1 F 寒梅館 2 F 尋真館 1 F 志高館 1 F	・1通につき400円。 ・証明書発行サービスにログイン後、学内に設置された証明書発行機もしくは全国各地のコンビニエンスストア等で発行可能。 ・英文の証明書は1通につき500円。
健康診断証明書 （定期健康診断受診者にかぎる）	良心館 1 F 寒梅館 2 F 尋真館 1 F 志高館 1 F	・証明書発行サービスにログイン後、学内に設置された証明書発行機もしくは全国各地のコンビニエンスストア等で発行可能。 ・詳細は保健センターに確認すること。 ・証明書は1通につき200円。
その他証明書	良心館 1 F 寒梅館 2 F 尋真館 1 F 志高館 1 F	・調査書、その他本学が証明する書類は、1通につき200円。 ・英文によるリクエストフォームの場合、1通につき300円。 ・証明書発行サービスにログイン後、学内に設置された証明書発行機で『証明書交付願』を発行し、商学部・商学研究科事務室で申し込むこと。

*各種証明書の発行は、必ず本人が申請すること。

事項	申請場所	摘要
休学するには	商学部・ 商学研究科事務室 （至誠館 1 F）	・病気やその他やむを得ない理由によって半年または1年休学する場合、所定の休学願を提出すること。 ・休学が認められた場合、休学在籍料を納入すること。 ・休学期間は通算して前期課程は2年、後期課程は3年を超えることはできない。
退学するには		・病気やその他やむを得ない理由により退学する場合、所定の退学願を提出すること。ただし、学費が未納の場合は除籍となる。
再入学（復学）するには		・退学、除籍後5年以内は、研究科委員会の議を経て再入学（復学）することができる。

■ 事務室で取扱う主な事務および場所について

取扱事務内容	取扱部課および場所
扶桑館の3～5階の教室、および 大学院共同研究室に関すること	商学部・商学研究科事務室 TEL：075-251-3665
上記以外の教室の使用に関すること	今出川校地教務課庶務係（良心館1F教務センター内） TEL：075-251-3200
情報教室、ユーザID取得、 インターネット利用に関すること	ITサポートオフィス（良心館地下1F） TEL：075-251-3990
図書の貸借、閲覧、学術情報の探し方等の相談に関すること	学術情報課（今出川校地図書館） TEL：075-251-3980
免許・資格に関すること （但し、公認会計士・税理士等、商学研究科の専門分野の 資格に関することは商学部・商学研究科事務室）	免許資格課程センター事務室（良心館1F教務センター内） TEL：075-251-3208
下宿、アルバイト、悪徳商法の被害に関すること 各種奨学金、短期貸付金、学費の延納・分納に関すること	学生生活課（寒梅館1F） TEL：075-251-3280
学業・性格・心理・進路等の問題や悩みに関すること	カウンセリングセンター（寒梅館1F） TEL：075-251-3275
就職に関すること	キャリアセンター（寒梅館2F） TEL：075-251-3310
健康管理に関すること 健康診断・健康診断書の発行に関すること	保健センター（寒梅館2F） TEL：075-251-3100
拾得物・遺失物に関すること	正門門衛所（今出川通に面した門） TEL：075-251-3015

※組織変更に伴い、部課名が変更になる場合があります

第1章 総 則

第1条 本学大学院は、学問の自由とキリスト教的精神とを尊重して、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

第1条の2 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、本学大学院の目的及び社会的使命を達成するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 点検及び評価に関する規程は、別に定める。

3 本学大学院は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

4 本学は、第1項及び前項に規定する点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を公表するとともに、教育研究活動等について不断の見直しを行う。

第2条 本学大学院の課程は、前期及び後期の課程に区分する博士課程（以下「区分制博士課程」という。）、前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程（以下「一貫制博士課程」という。）、修士課程及び専門職学位課程とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 博士課程の前期課程及び修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

第2条の2 本学大学院は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を各研究科において専攻毎に定め、別表Ⅱに記載する。

第2章 研究科の組織及び修業年限

第3条 本学大学院の各研究科に次の専攻を置く。

(1) 区分制博士課程及び修士課程

	前期課程又は修士課程	後期課程
神学研究科	神学専攻	神学専攻
文学研究科	哲学専攻	哲学専攻
	英文学・英語学専攻	英文学・英語学専攻
	文化史学専攻	文化史学専攻
	国文学専攻	国文学専攻
	美学芸術学専攻	美学芸術学専攻
社会学研究科	社会福祉学専攻	社会福祉学専攻

	メディア学専攻	メディア学専攻
	教育文化学専攻	教育文化学専攻
	社会学専攻	社会学専攻
	産業関係学専攻	産業関係学専攻
法学研究科	政治学専攻	政治学専攻
	私法学専攻	私法学専攻
	公法学専攻	公法学専攻
経済学研究科	理論経済学専攻	経済政策専攻
	応用経済学専攻	
商学研究科	商学専攻	商学専攻
総合政策科学研究科	総合政策科学専攻	総合政策科学専攻
文化情報学研究科	文化情報学専攻	文化情報学専攻
理工学研究科	情報工学専攻	情報工学専攻
	電気電子工学専攻	電気電子工学専攻
	機械工学専攻	機械工学専攻
	応用化学専攻	応用化学専攻
	数理環境科学専攻	数理環境科学専攻
生命医科学研究科	医工学・医情報学専攻	医工学・医情報学専攻
	医生命システム専攻	医生命システム専攻
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	スポーツ健康科学専攻
心理学研究科	心理学専攻	心理学専攻
グローバル・スタディーズ研究科	グローバル・スタディーズ専攻	グローバル・スタディーズ専攻
ビジネス研究科	グローバル経営研究専攻	

(2) 一貫制博士課程

脳科学研究科 発達加齢脳専攻

(3) 専門職学位課程

司法研究科 法務専攻

ビジネス研究科 ビジネス専攻

2 専門職大学院に関する事項は、専門職大学院学則として別にこれを定める。

3 総合政策科学研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う。

4 本学大学院に高等研究教育院を置く。高等研究教育院に関する規程は、別に定める。

第4条 博士課程の後期課程の標準修業年限は、3年とする。

2 一貫制博士課程の標準修業年限は、5年とする。

3 博士課程の前期課程及び修士課程の標準修業年限は、2年とする。

4 前3項の規定にかかわらず、職業を有しているなどの事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に本学大学院の教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出た者に対しては、各研究科の定めるところにより、その履修を博士課程の前期課程、修士課程又は博士課程の後期課程では6年、一貫制博士課程では8年まで認めることができる。

5 第17条の規定により転入学を許可された転入学生の修業年

限は、前4項に基づき当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て決定する。

第5条 博士課程の前期課程に4年、後期課程に6年を超えて在学することを認めない。

2 修士課程に4年を超えて在学することを認めない。

3 一貫制博士課程に8年を超えて在学することを認めない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、博士課程の前期課程又は修士課程において前条第4項の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者については、当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て決定された履修期間を在学年限の上限とすることができる。

5 第17条の規定により転入学を許可された転入学生の在学年限は、前4項に基づき当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て決定する。

第3章 授業科目、研究指導、履修方法及び教育方法の特例

第6条 各研究科の教育課程は、各研究科が学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号により定める方針に基づき編成し、授業科目、履修方法等は、別表Ⅱにおいてこれを定める。授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準による。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 第1号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前2号に規定する基準を考慮して本学大学院が定める。

2 本学大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 本学大学院は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

第6条の2 大学院学生は、別に定める他の大学大学院において当該大学大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について単位を修得した者には、各研究科において教育上有益と認めるときは、15単位を超えない範囲で課程修了の所定単位として認定することができる。

第6条の3 第20条の2により留学した大学の大学院において単位を修得した者、外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し単位を修得した者、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国におい

て履修し単位を修得した者及び大学院設置基準第15条に定める「国際連合大学」の教育課程における授業科目を履修し単位を修得した者には、各研究科において教育上有益と認めるときは、前条により認定した単位と合わせて15単位を超えない範囲で課程修了の所定単位として認定することができる。

2 第20条の2により留学した大学の大学院において受けた研究指導は、博士課程の後期課程又は一貫制博士課程において、その一部を認定することができる。

第6条の4 本学大学院は、各研究科において教育上有益と認めるときは、大学院学生が入学前に大学大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院において修得したものとして認定することができる。

2 前項の単位は、転入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、第6条の2第2項及び第6条の3第1項により修得したもののみを単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

第6条の5 高等学校教諭専修免許状及び中学校教諭専修免許状を得ようとする者は、各研究科における授業科目から教育職員免許状及び同施行規則に定める必要単位数を履修しなければならない。(ただし、高等学校教諭一種免許状及び中学校教諭一種免許状の取得資格を有する者)

2 本学大学院において取得できる免許状の種類(教科)は、次のとおりとする。

神学研究科

神学専攻	中専免(宗教)、高専免(宗教)
------	-----------------

文学研究科

哲学専攻	中専免(社会)、高専免(地理歴史)、高専免(公民)
英文学・英語学専攻	中専免(英語)、高専免(英語)
文化史学専攻	中専免(社会)、高専免(地理歴史)
国文学専攻	中専免(国語)、高専免(国語)
美学芸術学専攻	中専免(社会)、高専免(地理歴史)、高専免(公民)

社会学研究科

社会福祉学専攻	高専免(福祉)
メディア学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)
教育文化学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)
社会学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)
産業関係学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)

法学研究科

政治学専攻	中専免(社会)、高専免(地理歴史)、高専免(公民)
私法学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)
公法学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)

経済学研究科

理論経済学専攻	中専免(社会)、高専免(地理歴史)、高専免(公民)
応用経済学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)

商学研究科

商学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)、高専免(商業)
------	-------------------------

総合政策科学研究科

総合政策科学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)
----------	-----------------

文化情報学研究科	
文化情報学専攻	中専免（数学）、高専免（数学）
理工学研究科	
情報工学専攻	中専免（数学）、高専免（数学）
応用化学専攻	中専免（理科）、高専免（理科）
数理環境科学専攻	中専免（数学）、高専免（数学）、中専免（理科）、高専免（理科）
生命医科学研究科	
医工学・医情報学専攻	中専免（理科）、高専免（理科）
医生命システム専攻	中専免（理科）、高専免（理科）
スポーツ健康科学研究科	
スポーツ健康科学専攻	中専免（保健体育）、高専免（保健体育）
心理学研究科	
心理学専攻	中専免（社会）、高専免（地理歴史）、高専免（公民）
グローバル・スタディーズ研究科	
グローバル・スタディーズ専攻	中専免（社会）、高専免（公民）

第6条の6 本章に定めるもののほか、授業科目の種類、単位数、履修方法の細目等については、各研究科の定めるところによる。

第6条の7 本学大学院には、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くための教育を行うため、博士課程教育リーディングプログラムを置く。

2 博士課程教育リーディングプログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第6条の8 本学大学院は、各研究科において教育上有益と認めるときは、大学院学生を別に定める他の大学大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士課程の前期課程又は修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第6条の9 本学大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 本学大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

第4章 課程修了の認定

第7条 博士の学位を得ようとする者は、大学院博士課程に5年（博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。最終試験は学位論文を中心とし、これに関連ある分野について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、3年（博士課程の前期課程2年又は修士課程2年を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、優れた業績により博士課程の前期課程又は修士課程を在学1年以上で修了した者の在学期間に関

しては、博士課程の前期課程又は修士課程における在学期間に3年を加えた期間とする。ただし、優れた研究業績をあげた者については、3年（博士課程の前期課程又は修士課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第156条の規定により、修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者又は専門職学位課程を修了した者については、3年（専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。最終試験は学位論文を中心とし、これに関連ある分野について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

4 前3項の課程修了の認定には、その研究に必要な外国語によく通じていることを一条件とする。

5 修士の学位を得ようとする者は、博士課程の前期課程又は修士課程に2年以上在学し、授業科目について30単位以上修得し、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。最終試験は学位論文を中心とし、これに関連ある科目について行う。ただし、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

6 前項の場合において、当該博士課程の前期課程又は修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。

7 前2項の課程修了の認定には、その研究に必要な外国語に通じていることを一条件とする。

8 本学大学院は、第6条の4の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学大学院の修士課程又は博士課程（区分制博士課程における後期の課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間に在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、博士課程の前期課程又は修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

9 前項の規定は、博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者の第7条第1項及び同条第2項に規定する博士課程における在学期間（同条第1項の規定により博士課程における在学期間を含む修士課程における在学期間を除く。）については、適用しない。

第8条 修士の学位論文は、在学期間中に提出し審査を終了するものとする。

2 博士の学位論文は、在学期間中に学長に提出し、提出された

日から1年以内に審査を終了するものとする。

第9条 課程修了の認定は、研究科長会の審議を経て、学長が決定する。

2 研究科長会に関する内規は、別に定める。

第5章 学位の授与

第10条 本学大学院において、各研究科の課程修了の認定を得た者には、次の学位を授与する。

博士（神学、一神教研究、哲学、英文学、英語学、文化史学、国文学、芸術学、社会福祉学、メディア学、教育文化学、社会学、産業関係学、政治学、法学、経済学、商学、政策科学、ソーシャル・イノベーション、文化情報学、工学、理学、スポーツ健康科学、心理学、アメリカ研究、現代アジア研究、グローバル社会研究、学術）

修士（神学、一神教研究、哲学、英文学、英語学、文化史学、国文学、美学、芸術学、社会福祉学、メディア学、教育文化学、社会学、産業関係学、政治学、比較政治学、法学、経済学、商学、政策科学、ソーシャル・イノベーション、文化情報学、工学、理学、スポーツ健康科学、心理学、アメリカ研究、現代アジア研究、グローバル社会研究、経営学、学術）

2 前項に規定する学位には、「博士（神学）（同志社大学）」又は「修士（神学）（同志社大学）」のように明記することを必要とする。

3 本学は、別に定める同志社大学学位規程により博士課程を経ることなくして、博士の学位論文を提出する者に、博士課程における学位授与の方法に準じて学位を授与する。

第6章 学年、学期及び休業日

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第12条 学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

第13条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日

(3) 創立記念日 11月29日

(4) キリスト降誕日 12月25日

(5) 夏期、冬期及び春期休業に関しては、別に定める。

2 前項に規定する休業日において、必要ある場合は授業を行うことがある。また休業日は、臨時に定めることができる。

第7章 入学、転入学、休学、留學、退學、除籍及び再入学

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、研究科が必要とするときは、入学の時期を学期の始めとすることができる。

第15条 博士課程の前期課程、一貫制博士課程又は修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに

準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本学大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと本学大学院が認めたもの

(3) 大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則第155条第1項に規定された者

2 博士課程の後期課程に入学又は一貫制博士課程の第3年次に転入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(1) 修士の学位又は専門職学位を得た者

(2) 大学院への入学に関し、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則第156条に規定された者

第15条の2 外国人の入学志願者のうち、その入学資格の判明しがたいときには、当該外国公館の証明を必要とする。

第16条 入学志願者には各研究科が学校教育法施行規則第165条の2第1項第3号により定める方針に基づき、学力検査を行い、既往の成績等を総合して入学者を決定する。

2 前項の考查方法、時期等については、その都度定める。

第17条 他の大学大学院学生又は本学大学院を修了した者で、転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り前条に準ずる考查を経たうえで、転入学を許可することができる。

第18条 入学志願者は、指定期日までに所定の書類を提出し、別表Iの9に定める入学検定料を納入しなければならない。

2 災害等の特別な事情により入学検定料の納入が困難であると認められる入学志願者には、申請に基づき、入学検定料を免除することができる。

3 前項の入学検定料の免除の詳細は、別に定める。

第19条 入学許可を得た者は、指定期日までに所定の書類を提出し、定められた学費を納入しなければならない。

2 本学大学院の複数の研究科・専攻・クラスター（以下「研究科等」という。）の入学許可を得て、一方の研究科等の学費を納入した者が、もう一方の研究科等への入学を希望する場合等は、申請に基づき、既に納入した学費を、もう一方の研究科等の学費に振替を認めることがある。

3 前項の振替の詳細は、別に定める。

第20条 学生が疾病その他やむを得ない事由により休学しようとするときは、春学期又は秋学期授業開始日までにその旨願い出て、許可を得なければならない。

2 休学期間は、1年又は半年とする。

3 休学の期間は、通算して博士課程の前期課程又は修士課程においては2年、博士課程の後期課程においては3年、一貫制博士課程においては5年を超えることができない。ただし、母国における兵役義務による休学は、この期間に算入しない。

4 休学期間は、第4条及び第5条に定める修業年限、在学年限には算入しない。

第20条の2 学生は、在学中当該研究科教授会又は研究科委員会が本人の教育上有益と認め、学長が承認した場合に限り、本学の認定する外国の大学の大学院に留学することができる。

2 留学の期間は、第4条の修業年限及び第5条の在学年限に算入できる。

3 留学の取扱いについては、別にこれを定める。

第21条 学生が、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、その旨願い出なければならない。

第22条 学長は、学力劣等で成業の見込みがないと認める者、また出席常でない者を、当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て、諭旨退学させることがある。

第23条 学長は、品行不良の者、学業怠慢の者、学校の秩序を乱した者、その他学生としての本分に反した者で、当該研究科教授会又は研究科委員会において懲戒の対象となりうると認められたときは、けん責、停学又は退学に処することができる。

2 前項の懲戒に関する規程は、別に定める。

第23条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。第1号については、春学期末修了予定者は春学期末、それ以外の者は該当学年末（秋学期入学者は春学期末）、第2号並びに第3号については、該当学期末に除籍する。

(1) 学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者

(2) 在学期間が第5条に規定する在学年限を超える者

(3) 学費未納で履修科目の登録をしていない者

第23条の3 退学者及び前条第1項第1号又は第3号により除籍された者が、再入学を願い出た場合は、それを許可することができる。なお、除籍された者が再入学を願い出の場合は、事前に未納学費を完納しなければならない。

第23条の4 再入学許可を得た者は、指定期日までに所定の書類を提出し、定められた学費を納入しなければならない。

第8章 科目等履修生、聴講生、研究生、研修生、委託生、特別研究学生、外国人留学生及び外国人研究生

第24条 各研究科又は高等研究教育院に設置する一又は複数の授業科目を履修し単位を修得しようとする者があるときは、相当の資格があると認めた者につき、科目等履修生とすることができる。

2 科目等履修生のうち、他の大学大学院学生で、協定に基づき本学大学院の授業科目を履修する者については、交流学生又は単位互換履修生として受け入れることができる。

3 科目等履修生が履修した授業科目について試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果に係る評価を受け合格したときは、所定の単位を与える。

4 前項に定めるもののほか、科目等履修生に関する内規は、別に定める。

第24条の2 各研究科に設置する一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、相当の資格があると認めた者につき、聴講生とすることができる。

2 聴講生に関する内規は、別に定める。

第24条の3 本学大学院博士課程の後期課程に6年間在学した者又は一貫制博士課程に8年間在学した者が、その後、研究指導を受けることを希望するときは、当該研究科において、研究生

としてこれを許可することがある。

2 研究生に関する内規は、別に定める。

第24条の4 本学大学院の博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者で、高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力をさらに養うため研修を希望するものがあるときは、当該研究科において、研修生としてこれを許可することがある。

2 研修生に関する内規は、別に定める。

第25条 他の大学大学院学生にして、その大学院の委託により、本学大学院研究科における授業科目中1科目又は数科目の選修を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て修学を許可することができる。

2 委託生が選修科目の試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果に係る評価に合格したときは、その科目の修了証明書を授与する。

第25条の2 他の大学大学院学生で、本学大学院において研究指導を受けることを希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として研究指導を受けることを認めることがある。

2 特別研究学生に関する内規は、別に定める。

第26条 外国人留学生、外国人研究生に関する内規は、別にこれを定める。

第9章 学 費

第27条 在学生の学費は、春学期及び秋学期の学年暦に定める日までに納入しなければならない。ただし、春学期の学費を納入するときに、当該年度の秋学期の学費も納入することができる。

2 外国人留学生（特別学生）研修料は、春学期及び秋学期の学年暦に定める日までに納入しなければならない。

3 履修料及び聴講料は、所定の期間内に納入しなければならない。

4 委託生修学科、大学院研修生研修料、大学院研究生及び外国人研究生研究指導料は、所定の期日までに納入しなければならない。

第28条 学費は、入学金、授業料（履修料、聴講料、委託生修学科、研修料及び研究指導料を含む。）、教育充実費、論文審査在籍料、特別在籍料及び休学在籍料とし、その額は、別表Ⅰから別表Ⅰの8にこれを定める。

2 博士課程の後期課程において3年以上又は一貫制博士課程において5年以上在学して所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた者が、学位論文を提出してその審査のために在籍する期間については、論文審査在籍料を納入するものとし、他の学費の納入を要しない。ただし、上記の者が退学した場合、退学日から3年以内に再入学を許可され、再入学と同時に学位論文を提出したときには、本項本文を適用する。

3 協定に基づくダブルディグリープログラムにより、本学から1学期間以上留学する者は、特別在籍料を納入するものとし、入学金を除く他の学費の納入を要しない。

4 休学を許可された者は、休学在籍料を納入するものとし、入

学金を除く他の学費の納入を要しない。

5 第24条第2項に定める、協定に基づき本学大学院の授業科目を履修するため、他の大学院から受け入れた交流学生及び単位互換履修生の学費については、当該大学との協定に基づき設定する。

6 いったん納入した学費は返還しない。ただし、入学許可を得た者で、入学日の前日までに入学手続の取消しを願い出たものについては、入学金又はこれに相当する金額を除く学費を返還することがある。

7 履修科目の登録に際して実験実習料を要する科目及びその実験実習料については、別に定める。

8 退学者又は除籍された者については、別に定める場合を除き、当該学期の学費を徴収する。

9 第23条第1項に基づく停学に処せられた者については、その期間中も学費を徴収する。

第28条の2 やむを得ない事情があると認められる場合は、申請に基づき、学費（論文審査在籍料、特別在籍料及び休学在籍料を除く。）を延納又は分納することができる。

2 前項の学費の延納又は分納の詳細は、別に定める。

第28条の3 災害等の特別な事情により学費の納入が困難であると認められる者には、申請に基づき、学費の一部を免除することがある。

2 前項の学費の一部免除の詳細は、別に定める。

第10章 削 除

第29条 削除

第11章 教育研究実施組織及び運営組織

第30条 大学院における授業並びに指導は、一定数の本学教員がこれを担当する。

第31条 大学院及び各研究科に共通する重要事項は、部長会で審

議する。

2 部長会に関する規程は、別に定める。

第32条 学部を基礎としない独立研究科には研究科教授会を、学部を基礎とする研究科には研究科委員会を置く。

2 研究科教授会及び研究科委員会は、当該研究科に関する次の事項を審議する。

(1) 学生の入学、退学、休学、修了等に関する事項及び学位の授与に関する事項

(2) 授業及び研究指導に関する事項

(3) 教員の人事に関する事項

(4) 学位論文審査に関する事項

(5) 学則、研究科諸規程に関する事項

(6) その他研究科長がつかさどる教育研究に関する事項

3 研究科教授会及び研究科委員会は、学長から諮問された事項について審議する。

4 研究科教授会及び研究科委員会は、学生の入学、修了、学位の授与、その他教育研究に関する重要な事項で研究科教授会及び研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

5 研究科教授会及び研究科委員会の組織及び運営に関する事項は、当該研究科教授会又は研究科委員会において定める。

第33条 大学院の学務は、学長が総括し、研究科の学務は、当該学部長が研究科長としてこれを管掌し、グローバル・スタディーズ研究科においてはグローバル・スタディーズ研究科長が、脳科学研究科においては脳科学研究科長が、ビジネス研究科においてはビジネス研究科長が管掌する。その他、大学院の事務を遂行するため、職員を置く。

第33条の2 本学大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

第12章 学生の入学定員及び収容定員

第34条 各研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

(1) 区分制博士課程及び修士課程

研究科	前期課程又は修士課程			後期課程		
	専攻	入学定員	収容定員	専攻	入学定員	収容定員
神学研究科	神学専攻	20	40	神学専攻	5	15
文学研究科	哲学専攻	7	14	哲学専攻	3	9
	英文学・英語学専攻	10	20	英文学・英語学専攻	4	12
	文化史学専攻	15	30	文化史学専攻	4	12
	国文学専攻	10	20	国文学専攻	3	9
	美学芸術学専攻	5	10	美学芸術学専攻	3	9
	計	47	94	計	17	51
社会学研究科	社会福祉学専攻	10	20	社会福祉学専攻	6	18
	メディア学専攻	5	10	メディア学専攻	2	6
	教育文化学専攻	7	14	教育文化学専攻	3	9
	社会学専攻	10	20	社会学専攻	5	15
	産業関係学専攻	5	10	産業関係学専攻	2	6
	計	37	74	計	18	54
法学研究科	政治学専攻	40	80	政治学専攻	5	15
	私法学専攻	45	90	私法学専攻	5	15
	公法学専攻	45	90	公法学専攻	5	15
	計	130	260	計	15	45
経済学研究科	理論経済学専攻	25	50	経済政策専攻	5	15
	応用経済学専攻	25	50			
	計	50	100	計	5	15
商学研究科	商学専攻	65	130	商学専攻	5	15
総合政策科学研究科	総合政策科学専攻	70	140	総合政策科学専攻	15	45
文化情報学研究科	文化情報学専攻	30	60	文化情報学専攻	5	15
理工学研究科	情報工学専攻	60	120	情報工学専攻	5	15
	電気電子工学専攻	70	140	電気電子工学専攻	7	21
	機械工学専攻	80	160	機械工学専攻	8	24
	応用化学専攻	80	160	応用化学専攻	7	21
	数理環境科学専攻	25	50	数理環境科学専攻	3	9
	計	315	630	計	30	90
生命医科学研究科	医工学・医情報学専攻	90	180	医工学・医情報学専攻	2	6
	医生命システム専攻	20	40	医生命システム専攻	12	36
	計	110	220	計	14	42
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	10	20	スポーツ健康科学専攻	6	18
心理学研究科	心理学専攻	10	20	心理学専攻	6	18
グローバルスタディーズ研究科	グローバルスタディーズ専攻	45	90	グローバルスタディーズ専攻	18	54
ビジネス研究科	グローバル経営研究専攻	45	90			
合 計		984	1,968	合 計	159	477

(2) 一貫制博士課程

研究科	専攻	入学定員	収容定員
脳科学研究科	発達加齢脳専攻	10	50
合 計		10	50

第13章 研究指導施設及び厚生保健施設

第35条 図書館を設け、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報等を系統的に整備し、教育研究を促進する。

第36条 学生の研究のため各研究科に読書研究室を設ける。

第37条 教職員及び学生の保健医療には、学生支援機構保健センターを利用する。

第14章 雑 則

第38条 京都教育大学大学院連合教職実践研究科教職実践専攻の教育研究の実施に当たっては、協定書に記載の大学等とともに協力するものとする。

第39条 本学大学院は、学費及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報を整理し、在学生及び入学志願者に対して明示するように努めるものとする。

附 則

- 1 この学則は、2005年4月1日から施行する。
- 2 第20条第3項の規定は、1989年度入学生から適用する。
- 3 第3条及び第34条は、文学研究科の改組・再編に伴う、文学研究科社会福祉学専攻、新聞学専攻、教育学専攻、社会学専攻、産業関係学専攻の前期課程又は修士課程の廃止及び社会学研究科社会福祉学専攻、メディア学専攻、教育学専攻、社会学専攻、産業関係学専攻の前期課程の設置並びに文学研究科社会福祉学専攻、新聞学専攻、教育学専攻、社会学専攻の後期課程の廃止及び社会学研究科社会福祉学専攻、メディア学専攻、教育学専攻、社会学専攻、産業関係学専攻の後期課程の設置、文学研究科英文学専攻及び美学および芸術学専攻の前期課程並びに哲学および哲学史専攻、英文学専攻及び美学および芸術学専攻の後期課程の名称変更により2005年4月1日から改正施行する。

なお、廃止又は名称変更を行う各専攻は、2005年度より学生募集を停止する。ただし、各専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。(2005年4月1日改正)

- 4 第6条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2005年度第1年次入学生から適用し、2004年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 5 第10条に規定する学位は、2005年度第1年次入学生から適用し、2004年度以前の入学生については、従前の規程による。
- 6 第23条の3に規定する再入学は、2004年度第1年次入学生から適用する。
- 7 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2005年度入学生に適用する。2004年度以前の入学生については、従前の学費による。
- 8 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、休学在籍料については、2003年度以降在学の学生に適用する。ただし、2002年度以前の入学生のうち、従前の学費による休学中の学費が休学在籍料を下回る場合は、その額とする。

附 則

- 1 この学則は、2006年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2006年度第1年次入学生から適用し、2005年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 3 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2006年度入学生に適用する。2005年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2007年4月1日から施行する。

- 2 第3条及び第34条は、神学研究科の改組・再編に伴う、神学研究科聖書神学専攻、歴史神学専攻、組織神学専攻の前期課程の廃止及び神学研究科神学専攻の前期課程の設置並びに神学研究科歴史神学専攻の後期課程の名称変更、及び文化情報学研究科文化情報学専攻の前期課程及び後期課程の設置により改正施行する。

なお、聖書神学専攻、歴史神学専攻、組織神学専攻の前期課程及び歴史神学専攻の後期課程は、2007年度より学生募集を停止する。ただし、各専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。

- 3 第6条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2007年度第1年次入学生から適用し、2006年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 4 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2007年度入学生に適用する。2006年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2008年4月1日から施行する。
- 2 第3条及び第34条は、工学研究科知識工学専攻及び電気工学専攻の名称変更並びに生命医科学研究科生命医科学専攻の設置により改正施行する。

なお、知識工学専攻及び電気工学専攻は、2008年度より学生募集を停止する。ただし、各専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。

- 3 第6条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2008年度第1年次入学生から適用し、2007年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 4 第10条に規定する学位は、2008年度第1年次入学生から適用し、2007年度以前の入学生については、従前の規程による。
- 5 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2008年度入学生に適用する。2007年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2009年4月1日から施行する。
- 2 第3条及び第34条は、文学研究科心理学専攻の前期課程及び後期課程の廃止及び工学研究科数理環境科学専攻の課程変更並びに心理学研究科心理学専攻の前期課程及び後期課程並びに総合政策科学研究科技術・革新的経営専攻の一貫制博士課程の設置により改正施行する。

なお、文学研究科心理学専攻の前期課程及び後期課程並びに工学研究科数理環境科学専攻の修士課程は、2009年度より学生募集を停止する。ただし、各専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、修業年限、在学年限、課程修了の認定、休学期間及び教育課程に関する規程は、従前によるものとする。

- 3 第6条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2009年度第1年次入学生から適用し、2008年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 4 第10条に規定する学位は、2009年度第1年次入学生から適用し、2008年度以前の入学生については、従前の規程による。
- 5 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2009年度入学生に適用する。2008年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2010年4月1日から施行する。
- 2 第3条、第33条及び第34条は、スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻の修士課程の設置及びグローバル・スタ

ディーズ研究科グローバル・スタディーズ専攻の前期課程及び後期課程の設置並びにこれに伴うアメリカ研究科アメリカ研究専攻の前期課程及び後期課程の廃止により改正施行する。

なお、アメリカ研究科アメリカ研究専攻の前期課程及び後期課程は、2010年度より学生募集を停止する。ただし、当該専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。

- 3 第4条第4項に規定する長期にわたる教育課程の履修は、2010年度第1年次入学生から適用する。ただし、一貫制博士課程においては、2010年度第1年次入学生及び2010年度転入学生から適用する。
- 4 第6条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2010年度第1年次入学生から適用し、2009年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 5 第10条に規定する学位は、2010年度第1年次入学生から適用し、2009年度以前の入学生については、従前の規程による。
- 6 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2010年度入学生に適用する。2009年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2011年4月1日から施行する。
- 2 第3条及び第34条は、社会学研究科教育学専攻の名称変更により改正施行する。
なお、教育学専攻は、2011年度より学生募集を停止する。ただし、当該専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。
- 3 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2011年度第1年次入学生から適用し、2010年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 第3条、第33条及び第34条は、工学研究科、工業化学専攻の名称変更、生命医科学研究科の改組・再編に伴う、生命医科学研究科生命医科学専攻の廃止及び生命医科学研究科医工学・医情報学専攻、医生命システム専攻の設置、スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻の課程変更、脳科学研究科発達加齢脳専攻の設置により改正施行する。
なお、工学研究科各専攻及び生命医科学研究科生命医科学専攻並びにスポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻の修士課程は、2012年度より学生募集を停止する。ただし、当該研究科に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。
- 3 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2012年度第1年次入学生から適用し、2011年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 4 第10条に規定する学位は、2012年度第1年次入学生から適用し、2011年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この学則は、2013年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2013年度第1年次入学生から適用し、2012年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。

- 2 第3条、第33条及び第34条は、ビジネス研究科グローバル経営研究専攻の修士課程の設置により改正施行する。
- 3 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2014年度第1年次入学生から適用し、2013年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 4 第10条に規定する学位は、2014年度第1年次入学生から適用し、2013年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2015年度第1年次入学生から適用し、2014年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2015年度入学生に適用する。2014年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2016年度第1年次入学生から適用し、2015年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2016年度入学生に適用する。2015年度以前の入学生については、従前の学費による。
- 4 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、論文審査在籍料については、2016年度第1年次入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2017年度第1年次入学生から適用し、2016年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 総合政策科学研究科技術・革新的経営専攻の一貫制博士課程は、2017年度より学生募集を停止する。ただし、当該専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。
- 4 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2017年度入学生に適用する。2016年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2018年度第1年次入学生から適用し、2017年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2018年度入学生に適用する。2017年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2019年度第1年次入学生から適用し、2018年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

- 3 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、再入学生の入学金に関する規定のただし書きについては、2020年4月1日以降に再入学する学生に適用する。
- 4 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、特別在籍料については、2019年4月1日以降に派遣を決定する学生に適用する。

附 則

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2020年度第1年次入学生から適用し、2019年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2021年度第1年次入学生から適用し、2020年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2022年度第1年次入学生から適用し、2021年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2023年度第1年次入学生から適用し、2022年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

- 3 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料及び教育充実費については、2023年度入学生に適用する。2022年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2024年度第1年次入学生から適用し、2023年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料及び教育充実費については、2024年度入学生に適用する。2023年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2025年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2025年度第1年次入学生から適用し、2024年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料及び教育充実費については、2025年度入学生に適用する。2024年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2026年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2026年度第1年次入学生から適用し、2025年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

別表Ⅰ 学費

入学金、授業料及び教育充実費
区分制博士課程及び修士課程

博士課程（前期）又は修士課程

（年額）

	入学金	授業料	教育充実費
神学科学研究科 文学研究科 社会学研究科 法学研究科 経済学研究科 商学研究科 総合政策科学研究科 グローバルスタディーズ研究科	第1年次	200,000 円	515,000 円
	第2年次		715,000 円
	所定単位修得者		357,500 円
文化情報学研究科	第1年次	200,000 円	599,000 円
	第2年次		799,000 円
	所定単位修得者		421,000 円
理工学研究科 生命医科学研究科	第1年次	200,000 円	854,000 円
	第2年次		1,054,000 円
	所定単位修得者		585,000 円
スポーツ健康科学研究科	第1年次	200,000 円	626,000 円
	第2年次		826,000 円
	所定単位修得者		448,000 円
心理学研究科	第1年次	200,000 円	649,000 円
	第2年次		849,000 円
	所定単位修得者		456,000 円
ビジネス研究科 グローバル経営研究専攻	第1年次	200,000 円	586,000 円
	第2年次		786,000 円
	所定単位修得者		393,000 円

(1) 授業料及び教育充実費については、各々2分の1を春学期学費及び秋学期学費とする。

(2) 学内進学者の入学金については、2分の1とする。

(3) 2年を超えて在籍した場合の学費は、第2年次の学費を適用する。

(4) 博士課程の前期課程又は修士課程において、2年以上在学し、所定の単位を修得した者は、次の学期から所定単位修得者欄に記載の学費を適用する。ただし、学部又は大学院の授業科目の履修を希望する者及び第4条第4項の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）については、適用しない。

(5) 転入学生の入学金は、200,000 円とし、授業料及び教育充実費は、転入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、本学卒業生及び本学大学院修了生に限り、入学金は2分の1とする。

(6) 再入学生の入学金は、100,000 円とし、授業料及び教育充実費は、再入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、学費未納により学年末をもって除籍された者が翌年度4月30日までに再入学手続をする場合及び春学期末をもって除籍された者が次の秋学期10月31日までに再入学手続をする場合の入学金は、50,000 円とする。

(7) MOTコース生がビジネス研究科を修了し、理工学研究科MOTコースに転入学した場合は、(5)にかかわらず、授業料は838,000 円、教育充実費は78,000 円とし、入学金の全額を免除する。

なお、理工学研究科に1年を超えて在籍した場合の学費は、理工学研究科の第2年次学費を適用する。

(8) 長期履修学生の学費については、以下のとおり取り扱う。

ア 授業料は、標準修業年限までの合計額を履修年数で除した額とする。ただし、合計額には長期履修学生となる以前の額は含まない。

また、千円未満の端数が発生する場合は、千円単位に切上げ、この学費を適用する最初の年次で調整する。

イ 教育充実費は、標準修業年限を超えた学期以降、標準修業年限における最終年次の教育充実費の2分の1とする。

ウ アの規定にかかわらず、履修期間の短縮が認められた場合の授業料は、標準修業年限までの合計額から既納入額を控除した額とする。

エ ア及びイの規定にかかわらず、認められた履修期間を超えて在籍する場合の学費は、標準修業年限における最終年次の学費を適用する。

オ アの規定にかかわらず、長期履修学生だった者が再入学する場合の授業料は、再入学前を含む履修期間が再入学を許可された年次に在籍する同一履修期間の長期履修学生と同額とする。

博士課程（後期）

（年額）

		入学金	授業料	教育充実費
神 学 研 究 科 文 学 研 究 科 社 会 学 研 究 科 法 学 研 究 科 経 済 学 研 究 科 商 学 研 究 科 総 合 政 策 科 学 研 究 科 グローバルスタディーズ研究科	第 1 年次	200,000 円	484,000 円	123,000 円
	第 2 年次		684,000 円	123,000 円
	第 3 年次		684,000 円	123,000 円
	3 年以上在学者		342,000 円	61,500 円
文 化 情 報 学 研 究 科	第 1 年次	200,000 円	570,000 円	133,000 円
	第 2 年次		770,000 円	133,000 円
	第 3 年次		770,000 円	133,000 円
	3 年以上在学者		362,500 円	66,500 円
理 工 学 研 究 科 生 命 医 科 学 研 究 科	第 1 年次	200,000 円	825,000 円	162,000 円
	第 2 年次		1,025,000 円	162,000 円
	第 3 年次		1,025,000 円	162,000 円
	3 年以上在学者		453,500 円	81,000 円
ス ポ ー ツ 健 康 科 学 研 究 科	第 1 年次	200,000 円	595,000 円	133,000 円
	第 2 年次		795,000 円	133,000 円
	第 3 年次		795,000 円	133,000 円
	3 年以上在学者		362,500 円	66,500 円
心 理 学 研 究 科	第 1 年次	200,000 円	613,000 円	138,000 円
	第 2 年次		813,000 円	138,000 円
	第 3 年次		813,000 円	138,000 円
	3 年以上在学者		377,000 円	69,000 円

- (1) 授業料及び教育充実費については、各々2分の1を春学期学費及び秋学期学費とする。
- (2) 学内進学者からは、入学金を徴収しない。
- (3) 3年を超えて在籍した場合の学費は、第3年次の学費を適用する。
- (4) 博士課程の後期課程において、3年以上在学した者は、次の学期から3年以上在学者欄に記載の学費を納入するものとする。ただし、学部又は大学院の授業科目の履修を希望する者及び第4条第4項の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）については、適用しない。
- (5) 転入学生の入学金は、200,000 円とし、授業料及び教育充実費は、転入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、本学大学院修了生に限り、入学金は徴収しない。
- (6) 再入学生の入学金は、100,000 円とし、授業料及び教育充実費は、再入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、学費未納により学年末をもって除籍された者が翌年度4月30日までに再入学手続をする場合及び春学期末をもって除籍された者が次の秋学期10月31日までに再入学手続をする場合の入学金は、50,000 円とする。
- (7) 退学日から3年以内の者で、博士の学位論文の審査を請求するために再入学を許可されたものについては、論文審査在籍料を納入するものとし、他の学費の納入を要しない。
- (8) 長期履修学生の学費については、以下のとおり取り扱う。
- ア 授業料は、標準修業年限までの合計額を履修年数で除した額とする。ただし、合計額には長期履修学生となる以前の額は含まない。
- また、千円未満の端数が発生する場合は、千円単位に切上げ、この学費を適用する最初の年次で調整する。
- イ 教育充実費は、標準修業年限を超えた学期以降、標準修業年限における最終年次の教育充実費の2分の1とする。
- ウ アの規定にかかわらず、履修期間の短縮が認められた場合の授業料は、標準修業年限までの合計額から既納入額を控除した額とする。
- エ ア及びイの規定にかかわらず、認められた履修期間を超えて在籍する場合の学費は、標準修業年限における最終年次の学費を適用する。
- オ アの規定にかかわらず、長期履修学生だった者が再入学する場合の授業料は、再入学前を含む履修期間が再入学を許可された年次に在籍する同一履修期間の長期履修学生と同額とする。

一貫制博士課程

(年額)

		入学金	授業料	教育充実費
脳 科 学 研 究 科	第 1 年次	200,000 円	854,000 円	156,000 円
	第 2 年次		1,054,000 円	156,000 円
	第 3 年次		825,000 円	162,000 円
	第 4 年次		1,025,000 円	162,000 円
	第 5 年次		1,025,000 円	162,000 円
	所定単位修得者		453,500 円	81,000 円

- (1) 授業料及び教育充実費については、各々2分の1を春学期学費及び秋学期学費とする。
- (2) 学内進学者の入学金については、2分の1とする。
- (3) 5年を超えて在籍した場合の学費は、第5年次の学費を適用する。
- (4) 一貫制博士課程において、5年以上在学し、所定の単位を修得した者は、次の学期から所定単位修得者欄に記載の学費を納入するものとする。ただし、学部又は大学院の授業科目の履修を希望する者及び第4条第4項の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）については、適用しない。
- (5) 転入学生の入学金は、200,000 円とし、授業料及び教育充実費は、転入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、本学卒業生及び本学大学院修了生に限り、入学金は2分の1とする。
- (6) 再入学生の入学金は、100,000 円とし、授業料及び教育充実費は、再入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、学費未納により学年末をもって除籍された者が翌年度4月30日までに再入学手続をする場合及び春学期末をもって除籍された者が次の秋学期10月31日までに再入学手続をする場合の入学金は、50,000 円とする。
- (7) 退学日から3年以内の者で、博士の学位論文の審査を請求するために再入学を許可されたものについては、論文審査在籍料を納入するものとし、他の学費の納入を要しない。
- (8) 長期履修学生の学費については、以下のとおり取り扱う。
- ア 授業料は、標準修業年限までの合計額を履修年数で除した額とする。ただし、合計額には長期履修学生となる以前の額は含まない。また、千円未満の端数が発生する場合は、千円単位に切上げ、この学費を適用する最初の年次で調整する。
- イ 教育充実費は、標準修業年限を超えた学期以降、標準修業年限における最終年次の教育充実費の2分の1とする。
- ウ アの規定にかかわらず、履修期間の短縮が認められた場合の授業料は、標準修業年限までの合計額から既納入額を控除した額とする。
- エ ア及びイの規定にかかわらず、認められた履修期間を超えて在籍する場合の学費は、標準修業年限における最終年次の学費を適用する。
- オ アの規定にかかわらず、長期履修学生だった者が再入学する場合の授業料は、再入学前を含む履修期間が再入学を許可された年次に在籍する同一履修期間の長期履修学生と同額とする。

論文審査在籍料

半年又は1年	60,000 円
--------	----------

- ・論文審査在籍料により在籍する期間に学部又は大学院の授業科目を履修することはできない。

特別在籍料

ダブルディグリープログラムによる留学期間	特別在籍料
1 年	300,000 円
1 学期	150,000 円

休学在籍料

休 学 期 間	休学在籍料
1 年	120,000 円
半 年	60,000 円

- ・母国における兵役義務による休学が認められた者は、休学在籍料の納入を要しない。

別表Ⅰの２ 履修料

履修登録料	全研究科及び高等研究教育院	50,000 円
履修料 (1単位につき)	神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	24,000 円
	文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	26,000 円
	理工学、生命医科学及び脳科学研究科	33,000 円
	心理学研究科及びビジネス研究科グローバル経営研究専攻	27,000 円
	高等研究教育院	26,000 円

- (1) 研究科において、履修料の総額が当該年度の第1年次の「授業料及び教育充実費の合計額」を超える場合は、その額にとどめる。
(2) 本学出身者及び前年度から継続の履修生の履修登録料は、2分の1とする。
(3) 学期をまたがって履修する場合、履修登録料は、重複して徴収しない。
(4) 複数の研究科及び高等研究教育院に併願する場合、履修登録料は、重複して徴収しない。

別表Ⅰの３ 聴講料

聴講登録料	全研究科	50,000 円
聴講料 (1単位につき)	神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	16,000 円
	文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	17,000 円
	理工学、生命医科学及び脳科学研究科	22,000 円
	心理学研究科及びビジネス研究科グローバル経営研究専攻	18,000 円

- (1) 聴講料の総額が当該年度の第1年次の「授業料及び教育充実費の合計額」を超える場合は、その額にとどめる。
(2) 本学出身者及び前年度から継続の聴講生の聴講登録料は、2分の1とする。
(3) 学期をまたがって聴講する場合、聴講登録料は、重複して徴収しない。
(4) 複数の研究科に併願する場合、聴講登録料は、重複して徴収しない。

別表Ⅰの４ 委託生修学科

(年額)

研究科	修学科
神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	307,500 円
文化情報学研究科	349,500 円
理工学、生命医科学及び脳科学研究科	477,000 円
スポーツ健康科学研究科	363,000 円
心理学研究科	374,500 円
ビジネス研究科グローバル経営研究専攻	343,000 円

修学期間が春学期又は秋学期に限る場合は、修学科を2分の1とする。

別表Ⅰの５ 外国人留学生（特別学生） 入学金及び研修料

	入学金	研修料 (年額)	研修料（年度内の在学期間が7月以内の場合）
神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	50,000 円	480,000 円	240,000 円
文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	50,000 円	520,000 円	260,000 円
理工学、生命医科学及び脳科学研究科	50,000 円	660,000 円	330,000 円
心理学研究科及びビジネス研究科グローバル経営研究専攻	50,000 円	540,000 円	270,000 円

- (1) 研修料については、2分の1を春学期学費及び秋学期学費とする。
(2) 特別学生が正規課程に進学した場合、正規課程の入学金は特別学生時の入学金相当額を差し引いた額とする。
(3) 期間延長者（同志社大学外国人留学生内規第4条第2項該当者）については、重複して入学金を徴収しない。また、研修料は入学年度の額を適用する。
(4) 秋学期入学者の学費については、入学年度の春学期入学者の学費を適用する。
(5) 特別学生が、年度内に20単位（年度内の在学期間が7月以内の場合は10単位）を超えて学科目登録をする場合は、超過する分1単位につき上記入学金及び研修料のほかに、学部授業科目を登録するときは学則別表Ⅰの2に定める履修料相当額を、ビジネス研究科ビジネス専攻を除く大学院授業科目を登録するときは大学院学則別表Ⅰの2に定める履修料相当額を、ビジネス研究科ビジネス専攻授業科目を登録するときは専門職大学院学則別表Ⅰの2に定める履修料相当額を、国際教養教育院科目を登録するときは学則別表Ⅰの2に定める神、文、社会、法、経済、商、政策、グローバル地域文化学部の履修料相当額を研修料として納入すること。
(6) 研修料の総額が当該年度の第1年次の授業料を超える場合は、その額にとどめる。
(7) 外国の大学の教育計画で在学する特別学生又は本学と特定の外国の大学との協定により在学する特別学生その他特別の事情のある場合は、部長会の審議を経てこの学費を適用しないときがある。

別表Ⅰの６ 外国人研究生 研究指導料 (月額)

課程	研究科	研究指導料
博士課程（前期課程） 又は修士課程	神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	26,000 円
	文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	27,000 円
	理工学及び生命医科学研究科	35,000 円
	心理学研究科及びビジネス研究科グローバル経営研究専攻	29,000 円
博士課程（後期課程）	神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	26,000 円
	文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	27,000 円
	理工学及び生命医科学研究科	35,000 円
	心理学研究科	29,000 円
一貫制博士課程	脳科学研究科	35,000 円

別表Ⅰの７ 大学院研究生 研究指導料

研究科	研究指導料	
	1 年	半年
神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	309,000 円	154,500 円
文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	329,000 円	164,500 円
理工学及び生命医科学研究科	420,000 円	210,000 円
心理学研究科	344,000 円	172,000 円
脳科学研究科	420,000 円	210,000 円

別表Ⅰの８ 大学院研修生 研修料

研究科	研修料	
	1 年	半年
神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	307,500 円	153,750 円
文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	328,000 円	164,000 円
理工学及び生命医科学研究科	419,000 円	209,500 円
心理学研究科及びビジネス研究科グローバル経営研究専攻	343,000 円	171,500 円

別表Ⅰの９ 入学検定料

区 分		金 額
一般入学試験 その他特別入学試験 転入学試験		35,000 円
外国人留学生入学試験 その他外国人留学生特別入学試験	書類選考及び研究科独自試験を課す場合	15,000 円
	書類選考のみの場合	10,000 円
法学研究科ダブル・ディグリーコース入学試験		10,000 円
理工学研究科・生命医科学研究科 国際科学技術コース入学試験 ビジネス研究科グローバル経営研究専攻 入学試験	書類選考及び研究科独自試験を課す場合	15,000 円
	書類選考のみの場合	10,000 円

別表Ⅱ 各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表 (省略)

同志社大学学位規程

(2025 年 4 月 1 日改正)

この規程は、学校教育法第 104 条及び学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）に準拠して制定したものである。

（学位の授与）

第 1 条 同志社大学学位は、この規程に基づきこれを授与する。
学位は、博士、修士、専門職及び学士とする。

（博士の学位）

第 2 条 博士の学位に付記する専攻分野の名称及び英文学位の名称は、次のとおりとする。

専攻分野の名称	英文学位の名称
神学	Doctor of Theology
一神教研究	Doctor of Philosophy in Monotheistic Studies
哲学	Doctor of Philosophy
英文学	Doctor of Philosophy in English Literature
英語学	Doctor of Philosophy in English Linguistics
文化史学	Doctor of Philosophy in History
国文学	Doctor of Philosophy in Japanese Literature
芸術学	Doctor of Philosophy in Art Theory
社会福祉学	Doctor of Philosophy in Social Welfare
メディア学	Doctor of Philosophy in Media Studies
教育文化学	Doctor of Philosophy in Education and Culture
社会学	Doctor of Philosophy in Sociology
産業関係学	Doctor of Philosophy in Industrial Relations
政治学	Doctor of Political Science
法学	Doctor of Laws
経済学	Doctor of Economics
商学	Doctor of Philosophy in Commerce
政策科学	Doctor of Philosophy in Policy and Management
ソーシャル・イノベーション	Doctor of Philosophy in Social Innovation
文化情報学	Doctor of Culture and Information Science
工学	Doctor of Philosophy in Engineering
理学	Doctor of Philosophy in Science
スポーツ健康科学	Doctor of Philosophy in Health and Sports Science
心理学	Doctor of Philosophy in Psychology
アメリカ研究	Doctor of Philosophy in American Studies
現代アジア研究	Doctor of Philosophy in Contemporary Asian Studies
グローバル社会研究	Doctor of Philosophy in Global Society Studies
学術	Doctor of Arts

（博士の学位授与の要件）

第 3 条 博士の学位は、大学院の博士課程を修了した者に授与するものとする。

2 大学院の課程を経ない者であっても、所定の博士論文の審査に合格し、かつ本条第 1 項に該当する者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与するものとする。

（修士の学位）

第 4 条 修士の学位に付記する専攻分野の名称及び英文学位の名称は、次のとおりとする。

専攻分野の名称	英文学位の名称
神学	Master of Arts in Theology
一神教研究	Master of Arts in Monotheistic Studies
哲学	Master of Arts in Philosophy
英文学	Master of Arts in English Literature
英語学	Master of Arts in English Linguistics
文化史学	Master of Arts in History
国文学	Master of Arts in Japanese Literature
美学	Master of Arts in Aesthetics
芸術学	Master of Arts in Art Theory
社会福祉学	Master of Social Welfare
メディア学	Master of Arts in Media Studies
教育文化学	Master of Arts in Education and Culture
社会学	Master of Arts in Sociology
産業関係学	Master of Arts in Industrial Relations
政治学	Master of Political Science
比較政治学	Master of Arts in Comparative Political Studies
法学	Master of Laws
経済学	Master of Economics
商学	Master of Commerce
政策科学	Master of Arts in Policy and Management
ソーシャル・イノベーション	Master of Arts in Social Innovation
文化情報学	Master of Culture and Information Science
工学	Master of Science in Engineering
理学	Master of Science
スポーツ健康科学	Master of Health and Sports Science
心理学	Master of Arts in Psychology
アメリカ研究	Master of Arts in American Studies
現代アジア研究	Master of Arts in Contemporary Asian Studies
グローバル社会研究	Master of Arts in Global Society Studies
経営学	Master of Business Administration
学術	Master of Arts

（修士の学位授与の要件）

第 5 条 修士の学位は、大学院の博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者に授与するものとする。

(専門職学位)

第5条の2 本学において授与する専門職学位及び英文学位の名称は、次のとおりとする。

学位名	英文学位の名称
法務博士（専門職）	Juris Doctor
ビジネス修士（専門職）	Master of Business Administration

(専門職学位授与の要件)

第5条の3 専門職学位は、大学院の専門職学位課程を修了した者に授与するものとする。

(学士の学位)

第6条 学士の学位に付記する専攻分野の名称及び英文学位の名称は、次のとおりとする。

専攻分野の名称	英文学位の名称
神学	Bachelor of Arts in Theology
英文学	Bachelor of Arts in English
哲学	Bachelor of Arts in Philosophy
美学芸術学	Bachelor of Arts in Aesthetics and Art Theory
文化史学	Bachelor of Arts in History
国文学	Bachelor of Arts in Japanese Literature
社会学	Bachelor of Arts in Sociology
社会福祉学	Bachelor of Social Welfare
メディア学	Bachelor of Media, Journalism and Communications
産業関係学	Bachelor of Industrial Relations
教育文化学	Bachelor of Arts in Education and Culture
法学	Bachelor of Laws
政治学	Bachelor of Political Science
経済学	Bachelor of Economics
商学	Bachelor of Commerce
政策学	Bachelor of Arts in Policy Studies
文化情報学	Bachelor of Culture and Information Science
工学	Bachelor of Engineering
理学	Bachelor of Science
スポーツ健康科学	Bachelor of Health and Sports Science
心理学	Bachelor of Arts in Psychology
グローバル・コミュニケーション学	Bachelor of Global Communications
グローバル地域文化学	Bachelor of Global and Regional Studies
国際教養	B.A. in Liberal Arts

(学士の学位授与の要件)

第7条 学士の学位は、大学を卒業した者に授与するものとする。

(学位論文の審査及び試験)

第8条 第3条第1項及び第2項に関する博士論文の審査及び試験、又は学力の確認並びに第5条に関する修士論文の審査及び試験は、次の手続によって行う。

(1) 第3条第1項及び第5条に関する学位論文の審査を請求する者は、自著の論文3通に履歴書及び所定の学位論文審査願を添え、研究科教授会又は研究科委員会を通じて学長に提出する。

(2) 第3条第2項に関する学位論文の審査を請求する者は、自著の論文3通に履歴書及び所定の学位申請書を添え、審査にあたる研究科教授会又は研究科委員会を通じて学長に提出する。学長は、これを受理するとともに、相当する研究科教授会又は研究科委員会に審査及び試験、又は学力の確認を委嘱する。

(3) 研究科教授会又は研究科委員会は、審査委員3名を選定する。ただし、研究科教授会又は研究科委員会が審査のために必要と認めたときは、博士論文の審査委員を4名又は5名とすることができる。

(4) 審査委員は、互選によって主査委員を定めるものとする。

(5) 審査委員は、可及的速かに論文の審査をしなければならない。審査にあたって、直接口頭による総合試験、又は面接のうえ学力の確認を行う。この試験又は学力の確認は、学位論文を中心とし、これに関連ある分野にわたる総合試験、又は学力の確認の大綱は、審査委員において協議して定める。

(6) 主査委員は、論文審査及び総合試験、又は学力の確認の要旨、評点を記録し研究科教授会又は研究科委員会に提出し意見を開陳する。

(7) 研究科教授会及び研究科委員会は、構成員の3分の2以上出席し、その3分の2以上の同意をもって、学位論文の審査及び総合試験、又は学力の確認の結果について可否を決定する。票決は無記名投票とする。

(8) 学長は研究科教授会又は研究科委員会において合格が判定されたときは、研究科長会の審議に付し、学位授与の可否を決定する。

(学位論文の審査の協力)

第8条の2 前条の学位論文の審査にあたっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(博士の学位審査手数料)

第9条 第3条第2項による博士論文の審査及び学力の確認については、手数料を必要とする。その額は、別表1にこれを定める。

(記録の保存)

第10条 学長は、学位授与に関し、審査及び試験又は学力の確認の経過その他必要事項を記録した記録簿を作成し、これを保存しなければならない。

(学位記)

第11条 学位を授与された者には、所定の学位記をもってこれを証する。

2 学位記の様式は、別表2にこれを定める。

3 大学院学則第6条の7に定める博士課程教育リーディングプログラムを修了した者の学位記には、当該プログラムを修了した旨付記するものとする。

(博士論文要旨等の公表)

第12条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を、インターネット

の利用により公表するものとする。

（博士論文の公表）

- 第13条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を、インターネットの利用により公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでにインターネットの利用により公表したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科教授会又は研究科委員会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前条及び前2項の規定によるインターネットの利用による公表は、同志社大学学術リポジトリにより行うものとする。

（報 告）

- 第14条 博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、別記様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

（学位の名称）

- 第15条 この規程により博士、修士、専門職又は学士の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本大学名を付記するものとする。

（学位授与の取消）

- 第16条 不正の方法により学位を授与された事実の判明したときは、すでに授与した学位を取り消すものとする。
- 2 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったときは、その学位を取り消すことができる。
- 3 第1項の学位の取消し手続きは、別に定める。
- 4 第1項により学位を取消された者の学籍は退学とし、再入学は認めないものとする。
- 5 学位規程第3条第2項により授与された学位を第1項により取消された者は、本学に対して学位論文の審査を請求することはできない。

附 則

- 1 この規程は、2005年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条及び第6条に規定する学位は、2005年度第1年次入学生から適用し、2004年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2006年4月1日から施行する。
- 2 第4条に規定する学位は、2006年度第1年次入学生から適用し、2005年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2007年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条及び第6条に規定する学位は、2007年度第1年次入学生から適用し、2006年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2008年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条及び第6条に規定する学位は、2008年度第1年次入学生から適用し、2007年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2009年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条、第5条及び第6条に規定する学位は、2009年度第1年次入学生から適用し、2008年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2010年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条及び第5条に規定する学位は、2010年度第1年次入学生から適用し、2009年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2011年4月1日から施行する。
- 2 第6条に規定する学位は、2011年度第1年次入学生から適用し、2010年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2012年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条及び第5条に規定する学位は、2012年度第1年次入学生から適用し、2011年度以前の入学生については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規程は、2013年4月1日から施行する。
- 2 第4条及び第6条に規定する学位は、2013年度第1年次入学生から適用し、2012年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2014年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条、第5条及び第6条に規定する学位は、2014年度第1年次入学生から適用し、2013年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

別表Ⅰ 博士の学位審査手数料

博士課程の後期課程において3年以上又は一貫制博士課程において5年以上在学し、所定の研究指導を受けた者で、退学日から3年以内の期間内に学位論文を提出する場合	25,000 円
博士課程の後期課程において3年以上又は一貫制博士課程において5年以上在学し、所定の研究指導を受けた者で、退学日から3年を超える期間経過した後学位論文を提出する場合	150,000 円
学外者で、論文提出による場合	150,000 円
学内教職員で、論文提出による場合	75,000 円

備考 博士課程の後期課程又は一貫制博士課程に在学する者及び在学中に学位論文を提出して退学した者の審査手数料は不要。

別表Ⅱ 学位記様式（略）

大学院一般内規（博士課程・修士課程・専門職学位課程共用）

（2024年4月1日改正）

学 年 暦

別に定める「学年暦」は、年間の行事を示し、特別の通知・掲示がない限りこのとおり行われる。行事の詳細については、その都度指示する。

学 籍 番 号

- 1 学生には、入学と同時に学籍番号が付与され、在学する期間を通じて変わらない。
- 2 転入学生には、転入学を許可された年次に該当する入学年度を冠した学籍番号が付与される。
- 3 再入学生には、再入学を許可された年次に該当する入学年度を冠した学籍番号が付与される。

学 生 証

- 1 学生証は、本学の学生であることを証明するもので、常に携帯しなければならない。
- 2 学生証は、課程修了、退学及び除籍の場合は、直ちに返納しなければならない。
- 3 学生証を紛失したときは、直ちに届け出て再交付を受けなければならない。ただし、別に定める手数料を納入することを要する。
- 4 学生証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

履修科目の登録

- 1 履修する科目は、学年暦に定められた期間に登録しなければならない。ただし、在学留学が認められた場合は、これによらないことがある。
- 2 留学期間中に外国の大学の大学院で取得した単位のうち、「外国の大学に留学する学生の取扱いに関する内規」により当該研究科教授会又は研究科委員会が認定したものは、本学で修得した単位に加算する。
- 3 合格となった科目は、再度登録履修することはできない。ただし、司法研究科については、別に定める取扱いによる。

試 験

- 1 学費未納のままでは受験できない。
- 2 未登録の授業科目は、受験できない。
- 3 授業日数の3分の2以上の出席がない場合は、科目担当者の判断によって、受験資格を取り消すことがある。

- 4 試験には、必ず学生証を持参しなければならない。
- 5 試験に15分以上遅刻した者は、受験を許さない。また、試験開始後30分経過するまでは退室できない。

修士論文・学位授与式

1 修士論文

- (1) 論文題目は当該研究科の定める期日までに、所定の様式により2通提出すること。これにより論文指導の担当者が決定される。
- (2) 論文の提出期日、論文用紙及び制限枚数は、当該研究科において別に定める。
- (3) 提出部数は3部とし、それぞれに参考文献目録、梗概及び提出者の写真を添付すること。
- (4) 参考文献目録、付図、付表等は論文の制限枚数に算入しない。
- (5) 論文は、大学院において製本・保管する。製本に要する費用は、納入しなければならない。

2 学位授与式

春学期末と秋学期末の2回とし、大学の卒業式と同時に行う。

学 業 成 績

- 1 学業成績は、A+、A、B+、B、C+、C及びFで評価し、C以上の成績を合格とする。ただし、研究科の定めるところにより、特定の授業科目の学業成績は、合格又は不合格で評価することができる。
- 2 成績は、成績原簿に記録される。
- 3 不合格となった科目を再履修し、合格となった場合は、直近の不合格の評価のみ改変される。

届書・願書

届書及び願書には、次のようなものがある。

1 届 書

- (1) 改姓（名）届 戸籍抄本添付のこと。
- (2) 性別変更届 戸籍抄本添付のこと。
- (3) 住所変更届

2 願 書

- (1) 休 学 願 理由記載、適宜証明書類添付のこと。
- (2) 退 学 願 理由記載のこと。
- (3) 再 入 学 願 理由記載のこと。
- (4) 通称名使用願 診断書添付のこと。

- (5) 旧姓名使用願 戸籍抄本等、旧姓名を確認できる証明書類添付のこと。
- (6) 在学留学願 留学する大学の大学院の入学許可書添付のこと。
- (7) 転研究科転専攻願 理由記載のこと。

以上の各種届書及び願書は、所定様式により提出する。必要によっては、当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て処理される。なお、教室使用願、物品使用願等は、願い出責任者を明記のうえ、教育支援機構教務部に提出すること。

再入学

- 1 退学日又は除籍日から5年以内に限り、当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て、再入学を許可する。
- 2 再入学の時期は、学期の始めとする。
- 3 再入学を許可する研究科・専攻は、退学又は除籍時の研究科・専攻とする。ただし、退学又は除籍時の研究科・専攻が存在しない場合及び学生募集が停止されている場合は、当該学生の再入学願を審議する研究科教授会又は研究科委員会は、学長が指定する。
- 4 再入学を許可する年次、修業年限及び在学年限は、再入学前に在籍していた期間により定める。
- 5 再入学生の教育課程は、再入学を許可された年次に在籍する学生と同様とする。
- 6 前2項の規定にかかわらず、退学日から3年以内の者で、博士の学位論文の審査を請求するために再入学を許可されたものについては、再入学後の学籍は退学時のものとする。

転研究科・転専攻

- 1 転研究科及び転専攻は、やむを得ない事情の生じた場合に

限り、関係研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て許可することがある。ただし、課程を変更することは、認めない。

- 2 いったん転研究科・転専攻を許可した学生の再転研究科・転専攻は認めない。
- 3 転研究科・転専攻願書の受付期限は秋学期講義最終日とし、許可決定の時期は、当該年度の終わりとする。

免許資格課程登録料

免許資格課程を登録する者は、次の各号の免許資格課程登録料を納入しなければならない。

- (1) 教職課程 30,000 円
- (2) 博物館学芸員課程 10,000 円
- (3) 図書館司書課程 10,000 円

- 2 免許資格課程登録料の詳細は、別に定める。

教育実習費

教育実習を登録する者は、登録と同時に実習費を納めなければならない。

諸会費

本学が代理徴収を行う学会及び卒業生団体の諸会費は、所定の期日までに納入しなければならない。

教員免許状

中学校教諭、高等学校教諭等の教育職員免許状を得ようとする者は、所定の教職課程科目の単位を修得しなければならない。

附 則

この内規は2024年4月1日から施行する。

大学院研究生に関する内規

(2023年4月1日改正)

- 第1条 大学院学則第24条の3の研究生に関する取扱いは、この内規の定めるところによる。
- 第2条 研究生として研究を希望する者は、所定の研究生願書に指導教授の推薦書及び写真を添えて、学期の開始前に当該研究科長に願い出るものとする。
- 第3条 研究生の研究期間は、学期始めから1年又は半年とする。継続して研究を希望する者は、研究期間が終了するまでに、理由を付して当該研究科長に願い出なければならない。
- 第4条 研究生として研究を許可された者は、所定の期日までに別に定める研究指導料を納入しなければならない。
- 2 研究生には、研究生証を交付する。

- 第5条 研究生が、授業科目を履修又は聴講しようとするときは、科目等履修生又は聴講生とならなければならない。
- 第6条 研究生が学内施設及び設備を使用するときは、研究生証を提示しなければならない。
- 第7条 この内規の実施に関する事務は、教育支援機構教務部今出川校地教務課の所管とする。
- 第8条 この内規の改廃は、部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、2023年4月1日から施行する。

大学院研修生に関する内規

(2023年4月1日改正)

- 第1条 大学院学則第24条の4及び専門職大学院学則第38条の研修生に関する取扱いは、この内規の定めるところによる。
- 第2条 研修生として研修を希望する者は、所定の研修生願書に指導教員の推薦書及び写真を添えて、学期の開始前に当該研究科長に願い出るものとする。
- 第3条 研修生の研修期間は、学期始めから1年又は半年とする。継続して研修を希望する者は、研修期間が終了するまでに、理由を付して当該研究科長に願い出なければならない。
- 第4条 研修生として研修を許可された者は、所定の期日までに別に定める研修料を納入しなければならない。
- 2 研修生には、研修生証を交付する。

- 第5条 研修生が、授業科目を履修又は聴講しようとするときは、科目等履修生又は聴講生とならなければならない。
- 第6条 研修生が学内施設及び設備を使用するときは、研修生証を提示しなければならない。
- 第7条 この内規の実施に関する事務は、教育支援機構教務部今出川校地教務課の所管とする。
- 第8条 この内規の改廃は、部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、2023年4月1日から施行する。

外国留学に関する諸規程

外国の大学に留学する学生の取扱に関する内規

(設置)

第1条 本学の学部又は大学院の学生が、本学の教育課程の一環として同志社大学学則第27条の2、同志社大学大学院学則第20条の2、同志社大学専門職大学院学則第29条又は同志社大学法科大学院学則第15条により留学する場合は、この内規の定めるところによる。

(教育機関の定義)

第2条 この内規において外国の大学とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの、又はこれに相当する教育機関をいう。

2 外国の大学の調査認定は、学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会が行う。

(留学の定義)

第3条 この内規において留学とは、本学の許可を受けて外国の大学に在学し、科目を履修し、又は研究指導を受けることをいう。

(条件)

第4条 この内規の適用を受けて留学する学生は、次の要件を満たさなければならない。

ただし、大学院学生には適用しない。

(1) 本学に1年以上在学していること。

(2) 30単位以上修得していること。

2 前項第2号は、当該学部教授会の認める特別の事情がある場合には、適用しない。

(学籍)

第5条 この内規の適用を受けて留学する学生の本学学籍上の取扱は、在学留学とし、休学としない。ただし、学生が休学を認められ、外国の大学で学修する場合は、この内規は適用しない。

(期間)

第6条 在学中に留学できる期間は、1年以内とする。在学留学期間の算定は、留学先大学の別にかかわらず、当該教育課程における在学留学期間の通算にて行う。

2 当該学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会の認める特別の事情がある場合は、1年間を限度として、在学留学期間の延長を許可する。

(履修)

第7条 留学する大学での履修については、留学前に留学する大学の授業科目を検討した上、当該学部又は研究科の指導を受けなければならない。

(学生納付金)

第8条 この内規の適用を受けて留学する学生は、留学中所定の学生納付金を納入しなければならない。

(手続)

第9条 外国の大学に留学する学生で、この内規の適用を希望する場合は、在学留学願を当該学部長又は研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 出発・帰国に際しては、留学出発・帰国届を当該学部長又は研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

3 在学留学期間の延長を願い出る場合は、在学留学延長願を当該学部長又は研究科長を経て、学長に提出するものとする。

(単位認定)

第10条 単位認定を受けようとする者は、帰国後速やかに、次に掲げる必要書類（留学した大学の発行するもの）を添付した取得単位認定願を、当該学部長又は研究科長に提出するものとする。

(1) 成績証明書（時間数、単位数、科目名を明記したもの）

(2) 指導教員又はこれに準ずる教員の所見を記したもの

(3) 受講した科目の内容を説明した教授細目

(4) 大学履修要項

2 当該学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会は、関係機関と協議の上審議し、留学した大学での取得単位を学則の定めるところにより認定することができる。

(帰国後の登録及び履修)

第11条 留学した学生の帰国直後の春学期又は秋学期における登録及び履修については、当該学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会が出国時までの履修状況等を勘案し、特別の措置を講ずることがある。なお、設置科目によっては関係機関との協議を必要とする。

(事務)

第12条 この内規に関する事務は、国際連携推進機構国際課が取り扱う。

(改廃)

第13条 この内規の改廃は、教務〔国際〕主任会議及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、2026年4月1日から施行する。

同志社大学外国協定大学派遣留学生に関する内規

（目的）

第1条 この内規は、同志社大学外国協定大学派遣留学生制度を設け、本学の外国協定大学に学生を派遣し、もって本学建学の精神である国際主義を体得した学生を養成することを目的とする。

（定義）

第2条 この制度による外国協定大学派遣留学生（以下「派遣留学生」という。）とは、本学と外国の大学との大学間協定に基づき、学長の推薦により、外国の大学に留学する学生をいう。

（取扱）

第3条 派遣留学生として留学をする場合は、この内規によるほか、「外国の大学に留学する学生の取扱に関する内規」の定めるところによる。

（出願条件）

第4条 派遣留学生として出願できる学生は、学力、人物共に優秀で本制度の趣旨をよく理解し、留学年度の4月1日現在、学部2年次生以上の者又は大学院に在学中の者とする。

（義務）

第5条 派遣留学生として留学を希望する学生は、募集要項に定める出願書類を指定された期日までに提出しなければならない。

（推薦方法）

第6条 派遣留学生は、学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会の推薦に基づき、教務〔国際〕主任会議の審議を経て、学長が候補者を決定し、留学先大学に推薦する。

（候補者の決定）

第7条 派遣留学生の最終決定は、留学先大学による当該留学生の受入決定に基づき、学長がこれを行う。

（留学期間）

第8条 留学期間は、留学先大学の正規の1年以内とする。ただし、当該学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会の認める特別の事情がある場合は、教務〔国際〕主任会議の審議を経て、学長が外国協定大学への在学留学期間の延長を認めることがある。

（事務）

第9条 この内規に関する事務は、国際連携推進機構国際課が取り扱う。

（改廃）

第10条 この内規の改廃は、教務〔国際〕主任会議及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、2026年4月1日から施行する。

関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書

(2004 年 4 月 1 日改正)

関西大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学は、各大学大学院の規則に定めるところにより、大学院の学生を相互に派遣し、他大学大学院の授業科目を履修し単位を取得することを認めるにあたり、次の事項について合意に達したので、ここに協定を締結する。

〔受入れ〕

第1条 各大学大学院の修士課程、博士課程（前期および後期の課程に区分した博士課程、もしくはこの区分を設けない博士課程のいずれも含む）、または専門職学位課程に在籍する正規の学生が、研究上の必要により他大学大学院の授業科目の履修および単位の取得を希望するときは、当該授業科目を開設する大学の学長は当該学生を受け入れることができる。

〔単位互換履修生〕

第2条 各大学大学院は、前条により受け入れた学生を「関西四大学単位互換履修生」(以下、「履修生」という。)として取り扱う。

〔履修期間〕

第3条 履修生の履修期間は、履修生の希望を勘案のうえ、受入大学大学院が決定する。

〔授業科目の範囲および単位数〕

第4条 履修生が履修できる授業科目の範囲および取得できる単位数は、別に定める。

〔受入学生数〕

第5条 各授業科目に履修生として受け入れる学生数は、受入大学大学院が決定する。

〔派遣および受入手続〕

第6条 履修生の派遣および受入手続は、別に定める。

〔単位の授与等〕

第7条 履修生の履修方法、単位の授与等については、受入大学大学院の正規の学生と同様に扱う。

〔履修料等〕

第8条 履修生の選考料および履修料等は、別に定める。

〔覚書〕

第9条 本協定の実施に必要な事項について定めるために、覚書を締結する。

附 則

- 1 この協定は、1998（平成10）年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結に伴い1998（平成10）年3月31日をもって「関西四大学大学院学生の交流に関する申合せ」は廃止する。
- 3 この協定は、2004（平成16）年4月1日から改正施行する。

障がいのある学生への受講に対する配慮

身体、精神・発達等に障がいのある学生が、他の学生と等しい条件のもとで科目を受講できるよう、「合理的配慮」について検討します。

合理的配慮を希望される場合は、スチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援室（SDA 室）までご相談ください。

単位制について

単位制とは、各研究科ごとに定められた授業科目を登録・履修し、試験に合格することによりそれぞれの授業科目の所定の単位を得、修業年限中に修了に必要な単位数を修得していく制度です。

下記に記載している大学院学則のとおり、1単位は、教室等での授業時間と準備学習や復習の時間を合わせて標準45時間の学修を要する教育内容をもって構成されています。授業だけでなく、準備学習や復習の時間の重要性をよく理解しておくようにしてください。

修了必要単位数は研究科によって異なるので、所属研究科の欄を参照してください。大学院授業科目の単位数の計算は、次の基準によります（大学院学則第6条）

第6条 各研究科の教育課程は、各研究科が学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号により定める方針に基づき編成し、授業科目、履修方法等は、別表Ⅱにおいてこれを定める。授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準による。

- （1）講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- （2）実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- （3）第1号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前2号に規定する基準を考慮して本学大学院が定める。

路線の不通または暴風警報・特別警報発表に伴う 授業・期末試験の実施について

路線が不通の場合や暴風警報、特別警報が発表された場合には、授業および期末試験の実施について以下の措置をとります。

I. 路線が不通の場合

- ・「1. 対象となる路線」の定める条件に合致した場合、発生時の次の講時から授業休講・期末試験中止とします。
- ・開通後は、「2. 開通時刻と授業・期末試験開始講時」により開始講時を決定します。
- ・該当交通機関の事故等による一時的な運転見合わせの場合には、平常どおり授業・期末試験を実施しますのでご注意ください。

1. 対象となる路線

次のイ、ロ、ハのいずれかひとつの条件に合致する場合、発生時の次の講時から授業休講・期末試験中止とします。

[今出川校地]

イ. 京都市営バスおよび地下鉄が同時に全面不通の場合

ロ. 次表のa～dの2以上が同時に不通（全面または部分を問わず）の場合

路線		
a	阪急電車	京都河原町～大阪梅田間
b	京阪電車	出町柳～淀屋橋間
c	近鉄電車	京都～大阪難波間（大和西大寺経由）
d	JR	神戸～米原間

[京田辺校地]

イ. 京都市営バスおよび地下鉄が同時に全面不通の場合

ロ. 近鉄電車（京都～大和西大寺間）が全面不通の場合

ハ. 次表のa～eの2以上が同時に不通（全面または部分を問わず）の場合

路線		
a	阪急電車	京都河原町～大阪梅田間
b	京阪電車	出町柳～淀屋橋間
c	近鉄電車	京都～大阪難波間（大和西大寺経由）
d	JR	神戸～米原間
e	JR	木津～京橋間

2. 開通時刻と授業・期末試験開始講時

開通後は、次表の通り、開始講時を決定します。

授業・期末試験開始講時（※期末試験の時間帯は、授業時間と異なりますのでご注意ください。）

開通時刻	開始講時
6時30分までに開通	1講時から実施（平常どおり）
10時40分までに開通	3講時から実施
15時55分までに開通	6講時から実施
15時56分時点で不通が継続中	全講時休講

※司法研究科の期末試験開始講時は次表の通りとします。

期末試験開始講時

開通時刻	開始講時
6 時 30 分までに開通	1 講時（9 時 30 分）から実施（平常どおり）
10 時 00 分までに開通	2 講時（13 時 00 分）から実施
12 時 30 分までに開通	3 講時（15 時 30 分）から実施
12 時 31 分以後に開通	全講時実施しない

Ⅱ．暴風警報あるいは特別警報発表の場合

- ・「1．警報発表対象地域」に示す表の府県予報区、一次細分区域、市町村等をまとめた地域、または二次細分区域のいずれかひとつを対象に暴風警報あるいはなんらかの特別警報が発表された場合、発表時の次の講時から、その日の授業・期末試験の実施を中止します。
- ・ただし、発表された時点で、すでに実施中もしくは開始直前の授業・期末試験については、警報の緊急性等を考慮の上で、大学がその中止を判断します。
- ・特別警報が発表された場合、該当地域は非常に危険な状況にあります。特別警報発表地域にいる学生は、各自ただちに命を守る行動をとってください。特別警報の種類は問いません。ただし、特別警報発表時に大学構内にいる学生は、大学の指示に従って行動してください。また自宅や通学中の学生で特別警報が発表された地域にいる場合は、自身の判断により、命を守るために最善と思われる行動をとってください。
- ・警報解除後、危険が回避されたことが確認された場合には、「2．警報解除時刻と授業・期末試験開始講時」により開始講時を決定します。ただし、状況判断の上、別途指示することがあります。

1．警報発表対象地域

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
京都府	南部	南丹・京丹波	南丹市、京丹波町
		京都・亀岡	京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町
		山城中部	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
		山城南部	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
大阪府	大阪府	北大阪	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町
		東部大阪	守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市
		大阪市	大阪市
		南河内	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
		泉州	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

2. 警報解除時刻と授業・期末試験開始講時

警報解除後は、次表の通り、開始講時を決定します。

授業・期末試験開始講時（※期末試験の時間帯は、授業時間と異なりますのでご注意ください。）

警報解除時刻	開始講時
6 時 30 分までに解除	1 講時から実施（平常どおり）
10 時 40 分までに解除	3 講時から実施
15 時 55 分までに解除	6 講時から実施
15 時 56 分時点で警報が発表中	全講時休講

※司法研究科の期末試験開始講時は次表の通りとします。

期末試験開始講時

警報解除時刻	開始講時
6 時 30 分までに解除	1 講時（9 時 30 分）から実施（平常どおり）
10 時 00 分までに解除	2 講時（13 時 00 分）から実施
12 時 30 分までに解除	3 講時（15 時 30 分）から実施
12 時 31 分時点で警報が発表中	全講時実施しない。

- Ⅲ. I、Ⅱにかかわらず、授業・期末試験を行うことが困難もしくは危険であると学長が判断した場合、休講・中止とすることがあります。
- Ⅳ. I. に定めた路線において計画運休の確定情報が発表された場合、不通となる路線に応じて、授業の休講、期末試験の中止などの措置をとることがあります。
- Ⅴ. 路線の不通や暴風警報・特別警報の発表、荒天・自然災害などにより、平常どおり授業・期末試験を行うことができない時には、大学 HP、同志社大学ポータル、DUET、e-class 等を利用して、大学や授業担当者から、必要に応じた連絡を行います。
大学 HP、同志社大学ポータル、DUET、e-class 等をこまめに確認してください。

以上



今出川キャンパス

- ①アーモスト館 (登録有形文化財)
- ②ゲストハウス
- ③光塩館 / 法学部・法学研究科事務室
- ④啓明館 (登録有形文化財)
- ⑤新島遺品庫
- ⑥待長館 / 神学部・神学研究科事務室
- ⑦致遠館 (重要文化財)
- ⑧弘風館 / 情報教室・国際教育院事務室・入学センター
- ⑨明德館 / 食堂・コンヒニ・学生ラウンジ

鳥丸キャンパス

- ②徳照館 / 文学部・文学研究科事務室
- ③図書館 / 新図書館建設工事中
- ④クラーク記念館 (重要文化財) / キリスト教文化センター
- ⑤至誠館 / 商学部・商学研究科事務室
- ⑥扶桑館 / 国際センター・国際交流ラウンジ
- ⑦ハリス理化学館 (重要文化財) / 同窓社キャリアー
- ⑧同志社礼拝堂 (チャペル) (重要文化財)
- ⑨彰栄館 (重要文化財)
- ⑩真義館 / 図書館
- ⑪寧静館 / 図書館

相国寺

- ②徳照館 / 情報教室・今出川キャンパス教務センター・経済学部・経済学研究科事務室・講義研究室・学生ラウンジ・食堂・コンヒニ・書籍・贈答店・旅行カウンター・カフェ、ラーニング・commons、ITサポートオフィス
- ③鳥丸キャンパス
- ④志遠館 / 情報教室・グローバル地域文化学部事務室・グローバル・スタディーズ研究科事務室・学術情報課事務室・国際教育インスティテュート事務室・講義研究室・学生ラウンジ
- ⑤室町キャンパス
- ⑥真義館 / 学生支援センター・カウンティングセンター・保健センター・キャリアセンター・司法研究科事務室・ビジネス研究科事務室・ハーディーホール・クロアバーホール

新町キャンパス

- ⑤新創館 / アカデミックプラザ
- ⑦尊真館 / 講義研究室・学生ラウンジ
- ⑧曙光館 / 情報教室・社会学部・社会学研究科事務室・政策学部・総合政策科学研究科事務室・新町カフェテリア
- ⑨清水館
- ⑩学生会館 (本館) / クラブサークル部室・練習場・会議室・シャワー室・新町ショップ・学生ラウンジ
- ⑪新町別館 / クラブ・サークル部室・練習場
- その他
- ⑫継志寮 / 多目的ルーム・体育施設

2026年度 商学研究科（前期課程） 春学期時間割表

授業教室…研：研究室、S：至誠館、F：扶桑館、K：弘風館、RY：良心館

	[1] 9:00-10:30		[2] 10:45-12:15		[3] 13:10-14:40		[4] 14:55-16:25		[5] 16:40-18:10	
	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	科目名	担当者
月	ビジネス・プログラミング 企業論	溝渕 今西	RY310 F307	マクロ経済学 マーケティング 戦略論 管理会計論	溝渕 高橋 富田 中川	F309 F307 F308 F402	コーポレート・ファイナンス (従：企業金融論) 国際商取引論	辻村 吉川	国際会計論 ビジネス・エコノミクス	稲見 久松
火	研究方法論（定性）	太田原	F512	財務諸表分析	山本	F308	財務会計論 データ・アナリシスⅡ	志賀 牧		
水	商業史	川満	F413	財務諸表論Ⅰ	大日方	F308	環境リスク論 監査論	岡 大日方	実務会計学	田口
木				組織論	瓜生原	F307	電子商取引論	長沼	研究方法論（定量）	中岡
金	金融論	植田	F413	金融システム論 (従：貨幣論) 戦略管理会計	丸茂 頼	F402 F401	貿易論	田淵	ワークショップⅠ	太田原
土										

※演習科目の時間割については便宜上集中制としているが、実際の講義日時については、学生と教員で相談の上決定する。

※（従：科目名）で標記している科目は、2023年度以前生向けの科目名です。

（注意）教室については変更される場合があります。商学部・商学研究科掲示板で確認してください。

2026年度 商学研究科（前期課程） 秋学期時間割表

授業教室…研：研究室、S：至誠館、F：扶桑館、K：弘風館、RY：良心館

	[1] 9:00-10:30		[2] 10:45-12:15		[3] 13:10-14:40		[4] 14:55-16:25		[5] 16:40-18:10	
	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	科目名	担当者
月	税務会計論	嶋田	F308	日本商業史	山下	F403	戦略論（展開）	中道	F309	原価計算論
火							物流論	石田信	F309	
水				組織論（展開）	福本	F402	財務諸表論2 内部監査論	山田 田中	F402 F401	環境リスク論のための経済学 会計制度史
木							ファイナンス （従：証券投資論）	久納	F401	
金	ミクロ経済学	内藤	F309	データ・アナリシスI （従：データアナリシス）	上田	未定	インターネット・エコノミクス （従：インターネット・エコノミクス） 中小企業経営論	田淵 関	F403 F402	イノベーション論 地理情報システム
土										

※演習科目の時間割については便宜上集中制としているが、実際の講義日時については、学生と教員で相談の上決定する。

※（従：科目名）で標記している科目は、2023年度以前生向けの科目名です。

（注意）教室については変更される場合があります。商学部・商学研究科掲示板で確認してください。

2026年度 商学研究科（後期課程） 春学期時間割表

授業教室…研：研究室、F：扶桑館

	[1] 9:00-10:30		[2] 10:45-12:15		[3] 13:10-14:40		[4] 14:55-16:25		[5] 16:40-18:10		[6] 18:25-19:55	
	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室
月												
火							総合演習		F513	総合演習		F513
水												
木												
金												
土												

※演習科目の時間割については便宜上集中制としているが、実際の講義日時については、学生と教員で相談の上決定する。

（注意）教室については変更される場合があります。商学部・商学研究科掲示板で確認してください。

2026年度 商学研究科（後期課程） 秋学期時間割表

授業教室…研：研究室、F：扶桑館

	[1] 9:00-10:30		[2] 10:45-12:15		[3] 13:10-14:40		[4] 14:55-16:25		[5] 16:40-18:10		[6] 18:25-19:55	
	科目名	担当者 教室	科目名	担当者 教室	科目名	担当者 教室	科目名	担当者 教室	科目名	担当者 教室	科目名	担当者 教室
月												
火							総合演習	F513	総合演習	F513	総合演習	F513
水												
木												
金												
土												

※演習科目の時間割については便宜上集中制としているが、実際の講義日時については、学生と教員で相談の上決定する。

（注意）教室については変更される場合があります。商学部・商学研究科掲示板で確認してください。

■ 商学研究科 教員名簿 (専任)

教員氏名	担当科目	研究室	研究室TEL
崔 容熏	マーケティング(展開)	至誠館528号室	(075) 251-3694
服部 茂幸	国際金融論	至誠館403号室	(075) 251-3721
久松 太郎	ビジネス・エコノミクス	至誠館502号室	(075) 251-3710
今西 宏次	企業論	至誠館524号室	(075) 251-3685
稲見 亨	国際会計論	至誠館419号室	(075) 251-3688
河合 隆治	原価計算論	至誠館522号室	(075) 251-4685
川満 直樹	商業史	至誠館421号室	(075) 251-3715
小島 秀信	市場と人間	至誠館505号室	(075) 251-3674
久納 誠矢	ファイナンス	至誠館516号室	(075) 251-2798
牧 大樹	データ・アナリシスⅡ	至誠館513号室	(075) 251-3691
院・教務主任 丸茂 俊彦	金融システム論	至誠館514号室	(075) 251-4684
溝渕 英之	ビジネス・プログラミング	至誠館409号室	(075) 251-3671
長沼 健	電子商取引論	至誠館507号室	(075) 251-3689
内藤 徹	地理情報システム	至誠館423号室	(075) 251-3719
中川 優	管理会計論	至誠館527号室	(075) 251-3675
中道 一心	戦略論(展開)	至誠館412号室	(075) 251-3706
太田原 準	イノベーション論	至誠館520号室	(075) 251-3699
関 智宏	中小企業経営論	至誠館519号室	(075) 251-2793
志賀 理	財務会計論	至誠館415号室	(075) 251-3723
田淵 太一	インターナショナル・エコノミクス	至誠館407号室	(075) 251-4508
田口 聡志	実験会計学	至誠館530号室	(075) 251-3687
高橋 広行	マーケティング	至誠館518号室	(075) 251-2799
院・教務主任 富田 健司	戦略論	至誠館526号室	(075) 251-3678
辻村 元男	コーポレート・ファイナンス	至誠館404号室	(075) 251-4582
植田 宏文	金融論	至誠館525号室	(075) 251-3702
上田 雅弘	データ・アナリシスⅠ	至誠館425号室	(075) 251-3708
瓜生原 葉子	組織論	至誠館503号室	(075) 251-3704
山本 達司	財務諸表分析	至誠館411号室	(075) 251-2792
山下 麻衣	日本商業史	至誠館521号室	(075) 251-3690
吉川 英一郎	国際商取引論	至誠館420号室	(075) 251-3714

■ 商学研究科 教員名簿 (客員教授)

大日方 隆	会計制度史	至誠館408号室	(075) 251-3679
岡 敏弘	環境リスク論	至誠館402号室	(075) 251-2797



発行：同志社大学大学院 商学研究科

〒602-8580 京都市上京区今出川通烏丸東入 TEL(075)251-3660